

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

制 度 名	印紙税のあり方の検討		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— (— (—	百万円 百万円) 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。		
	(2) 施策の必要性 ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。 ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。 上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経 済 成 長 経 済 基 盤
		政 策 の 達 成 目 標	経 済 取 引 に 伴 う 事 務 的 負 担 及 び 税 負 担 を 公 平 か つ 簡 素 に す る こ と に よ り、国 内 経 済 の 活 性 化 を 実 現 す る。
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	—
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	—
		政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	—
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	—
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	—
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	—
		要 望 の 措 置 の 妥 当 性	電 子 商 取 引 な ど 印 紙 税 の 対 象 と な ら な い 取 引 と、引 き 続 き 印 紙 税 の 対 象 と な る 取 引 と の 間 の 公 平 性 に つ い て 検 証 し、制 度 の あ り 方 を 見 直 す こ と は 妥 当 で あ る。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22～令和 2 年度要望で検討事項として要望。

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	所得税、法人税、消費税その他の国税		
要 望 の 内 容	感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題や新しい生活様式等を踏まえ、申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、国税関係帳簿書類の保存の電子化に関する制度や、税務書類の押印規定等について、所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）

(1) 政策目的

新型コロナウイルス感染症を契機に、書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、すべての行政手続を対象に見直しを行う必要がある。また、企業等の事務負担に直結する国税関係帳簿書類の電子的保存については、累次の改正を経て保存できる帳簿書類範囲の拡大や手続の簡素化等がなされているものの、新しい生活様式等を踏まえ現場実態に即した形で更なる見直しを行う必要がある。

(2) 施策の必要性

骨太の方針や成長戦略にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）】

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（デジタルニューディール）

第 3 章 「新たな日常」の実現

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。

【成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）】

6. 個別分野の取組

（2）新たに高ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・ 年末調整・所得税の確定申告手続に関するマイナポータルを活用した一タ連携による各種申告書の入力自動化等について、社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、控除・収入関係書類の電子化を目指したロードマップを 2020 年度中に策定する。
- ・ 税・社会保険手続について、電子申告・電子納付をより一層促進するため、税務申告（申請届出）から納税（納付）までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とすることとともに、横断的なワンスオンリーの徹底について、2020 年度中にニーズや課題等を検討する。
- ・ 税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係を始めとした行政機関等からの処分通知等の電子送達の有在り方等を検討する。
- ・ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021 年 10 月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。

④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

- ・ テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。
 - － 原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020 年中に必要な見直しを行う。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経 済 産 業 経 済 基 盤
		政 策 の 達 成 目 標	—
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	—
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	—
		政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	—
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	—
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	—
		要 望 の 措 置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 人材政策室）

項 目 名	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の延長・見直し		
税 目	所得税（租税特別措置法 10 条の 5 の 4）、法人税（租税特別措置法 42 条の 12 の 5、68 条の 15 の 6、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4、第 39 条の 47）		
要 望 の 内 容	新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠。一方で、リーマンショック後には、数年にわたり平均給与額（※１）や賃上げ率（※２）が低下するとともに、教育訓練費（※３）も大きく落ち込んでおり、このコロナ禍においては、給与を含めた人材投資の下支えが必要。 こうしたことを踏まえ、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」への適応に向けた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。 <参考> ※１…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者１人当たりの平均給与額（各年における１年間の支給総額（給料・手当て及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したもの）は、2008 年が 365.2 万円、2009 年が 350.2 万円。 ※２…日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」における賃上げ率は、2008 年が 1.88%、2009 年が 1.67%。 ※３…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業（従業員 300 人以上）の Off-JT（Off-JT とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を１か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。）に支出した教育訓練費（従業員 1 人当たり）の平均額は、2008 年度が 3.1 万円、2009 年度が 1.8 万円。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中百万円 (▲352,529 百万円の内数) (9,000 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」は、「賃上げ」と「設備投資」という 2 つの要件を通じて、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現を図るという政策目的の下、平成 30 年度から 3 年間の適用期限で運用をされてきたもの。賃上げについては平成 26 年度以降 7 年連続で賃上げの流れが継続し、本税制の効果もあり毎年 2% 程度の高水準の賃上げを実現（※ 1）。また、設備投資についても、これまで継続して増加傾向にある（※ 2）。 その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さを踏まえれば、企業においてはまずは、雇用の維持や事業の継続のための人材の確保といった足元の喫緊の課題への対応が第一にあり、その上で、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業の変革や新たなビジネスモデルの構築に向けた給与を含めた人材投資の下支え・拡充を図っていくことが必要。 現下の世界・日本経済の状況や企業の経営環境は大きく変化しており、その変化も踏まえた見直しが必要。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくことが必要である。 (2) 施策の必要性 ウィズコロナ/アフターコロナの「新たな日常」に適応していくための企業の事業変革の取組を進めていくために、給与を含めた、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資の下支えが必要。 <参考> ※ 1…日本労働組合総連合会「春季生活闘争による賃上げ率」に基づく。 ※ 2…財務省「法人企業統計調査」に基づく。
-------------------	--

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤、新陳代謝 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月閣議決定）（抜粋） ① 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 4. 「新たな日常」の実現 (iii) 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの 3 分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。 ②
-------------	-----	-------------------	--

			第3章「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、（中略）
		政策の達成目標	給与を含めた多様な人材投資を通じた、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現
		租税特別措置の適用又は延長期間	世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた多様な人材投資を図ることが必要であることから、令和4年度末までの措置を講ずる必要がある。
		同上の期間中の達成目標	令和4年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員1人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること。
		政策目標の達成状況	平成30年度時点の①給与所得者の平均給与額は約371.6万円（※1）、令和元年度の②従業員1人当たりの教育訓練費は約2.0万円となっている（※2）。 <参考> ※1…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人当たりの平均給与額（各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したもの）。令和2年9月末時点において、平成30年度の結果が最新のため、平成30年度の結果を記載。 ※2…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業（従業員300人以上）のOff-JT（Off-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。）に支出した教育訓練費（従業員1人当たり）。
有効性		要望の措置の適用見込み	<適用件数> 令和3年度：精査中 令和4年度：精査中 <適用額> 令和3年度：精査中 令和4年度：精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠であり、外部専門人材の獲得による給与額の増加及び社内人材の育成強化による教育訓練費の増加を促すことにより、企業の多様な人材投資を下支えし、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた企業の事業変革の実現が図られる。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用に係る税制として、厚生労働省の雇用促進税制においては、東京 23 区から本社機能を地方に移転する事業や地方において本社機能を拡充する事業について、一定の要件を満たした場合に法人税の税額控除を講じているが、本社機能の地方移転・地方分散化を促すという政策目的に照らしても、本税制とは政策的位置付けが異なる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、給与を含めた多様な人材投資を通じたウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現という政策目標の達成のためには、産業問わず全ての企業を対象とした上で、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要があるため、税制措置を講ずることが適当。
措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	①減収額実績 ・ 平成 28 年度：1,880 億円 ・ 平成 29 年度：2,034 億円 ・ 平成 30 年度：1,547 億円 ②適用事業者数 ・ 平成 28 年度：3,787 件 ・ 平成 29 年度：3,645 件 ・ 平成 30 年度：2,843 件
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 12 の 5、68 条の 15 の 6 ② 適用件数（平成 30 年度） 2,843 件 ③ 適用額（平成 30 年度） 1,547 億円
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成している。 <参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」 2013 年：1.71%、2014 年 2.07%、2015 年：2.20%、2016 年：2.00%、2017 年：1.98%、2018 年 2.07%、2019 年：2.07%、2020 年 1.90%
		前回要望時の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2 %程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している。 ＜参考＞ 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」2013 年：1.71%、2014 年 2.07%、2015 年：2.20%、2016 年：2.00%、2017 年：1.98%、2018 年 2.07%、2019 年：2.07%、2020 年 1.90%
これまでの要望経緯		・ 平成 25 年度 創設： 所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。 ・ 平成 26 年度 拡充及び延長： 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。 ・ 平成 27 年度 拡充： 給与等支給額の総額増加要件の緩和 ・ 平成 29 年度 拡充： 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化 ・ 平成 30 年度 創設： 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除）の創設。適用期限は令和 2 年度末。 ・ 令和 2 年度 延長・見直し： 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項 目 名		自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	令和元年 12 月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とする M&A について、新たに「株式交付制度」が創設され、これに対応した税制改正が併せて行われる必要がある。 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編については、企業が新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進に有効な手法であり、我が国企業の収益性の向上に資するものと考えられる。 このため、株対価 M&A の課税繰延べを講じることで、我が国における事業再編の円滑化を図る。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	(制度自体の減収額)		(－ 百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(－ 百万円)

(1) 政策目的

我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模な M&A 等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。

また、第 4 次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&A により外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。

このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。

《政策目的の根拠》

成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日）

4. オープン・イノベーションの推進

（2）新たに講ずべき具体的施策

iii）スピノフを含む事業再編の促進

・既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動（知の探索）と、②既存事業の効率化と漸進型改善（知の深化）の両者を同時に行う「両利き経営」（オライリー&タッシュマン（2016））が必要との指摘がある。

・大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行いやすくするため、①スタートアップ企業の M&A などによる連携促進や、②スピノフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。

（略）

・自社株対価 M&A について、グローバルなイコールフットィング確保の観点から、2019 年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し 2021 年度の実施を目指す。

(2) 施策の必要性

令和元年 12 月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とする M&A について、新たに「株式交付制度」が創設され、この新たな制度が実務において活用されるためには、これに対応した税制改正が併せて行われる必要がある。

諸外国においては、株式を対価とした株式取得による事業再編を活用しやすくすることで、事業ポートフォリオ転換やベンチャー企業による成長の加速を実現させている事例も多数出てきているところ。

他方で、我が国における制度においては、公開買付け等を通じた任意の株式取得について、課税の繰延べを措置していないため、諸外国と比べ企業の選択肢が狭まってしまっている状況。

我が国企業の収益性向上のため、持続的な成長に向けて自社株式等を対価に用いた他社の支配権獲得や子会社株式の買い増しを行う際の課税繰延べを諸外国同様に認めることで、グローバル競争が厳しさを増す中、競争環境を整備する必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経済成長 経済基盤
		政 策 の 達 成 目 標	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限を定めない措置
		同上の期間中の達成目標	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	これまで対象会社の株主に課税が生じることなどが制約要因となっており、ほとんど行われてこなかった自社株式等を対価とした株式取得による M&A について、本措置により制約要因が解消されれば、株式を対価とした大胆な事業再編が促進される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	株式対価 M&A を行う際に株主課税が生じると、M&A 自体が不成立になるリスクが高まることから、事実上選択肢とならない。株式交付が活用されるために、事業再編の円滑化を後押しする政策的な税制措置として、株式交付を用いた株式対価 M&A における株主課税を繰り延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年度及び平成 25 年度において、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の認定を受けて行う自社株対価 TOB に係る株式譲渡益に対する課税の繰延等について要望。 平成 30 年度において、「産業競争力強化法」における認定を受けて行う自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べ措置を創設。 令和 2 年度において、会社法における株式交付制度の創設を念頭に、自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べを要望。検討事項とされた。

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 地域経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課）

項 目 名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条の 4、租税特別措置法施行令第 5 条の 5 の 2） 法人税（同法第 42 条の 11 の 2、同法第 68 条の 14 の 3、同令第 27 条の 11 の 2、同令第 39 条の 44 の 3）		
要 望 の 内 容	・適用期限を２年間延長する（令和４年度末まで）。 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、以下のとおり改正する。 ①課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。 ②課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲4,985 百万円 （▲5,000 百万円） （－ 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。本税制措置に対する企業のニーズは大きい中、引き続き、本税制措置により地域経済牽引事業を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図る必要性は大きい。 また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、今後の事業実施の見通しが不透明な状況となっており、投資計画の見直しを余儀なくされる事業者も増加している。とりわけ、雇用の下支え等の地域への経済的効果を有する地域経済牽引事業への投資の縮小・中止は、地域全体の景気低迷を招くおそれが高い。したがって、感染症の影響から地域経済を回復させていくためには、地域経済牽引事業への積極的な投資を強力に推進していくことが求められている。 以上を踏まえると、本税制措置の適用期限を延長することにより、引き続き、地域経済牽引事業に対する支援を行うことが必要である。 その際、本税制措置の政策効果をさらに高めるためには、感染症の影響による厳しい資金状況の下で投資額に比して大きな収益を上げる事業や、人口減少社会において限られた労働資本で高い付加価値を生み出す事業に重点化して支援を行うことが妥当である。このため、現行の課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件については、事業の効率性を測る客観的かつ明確な指標として、投資収益率・労働生産性に係る要件に改めることが必要である。こうした要件の変更により、事業者の予見可能性を確保しながら企業の成長を促していくことは、改正地域未来投資促進法（令和2年10月1日施行）の趣旨とも整合的である。 さらに、感染症の拡大により、我が国産業におけるサプライチェーンの脆弱性が顕在化している。このため、課税特例の要件として、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加することによって、緊急時においても重要な物資の供給を可能とする産業構造の構築を図ることが必要である。		
今 回 の 要 望 に	合 理 性 政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中小企業・地域経済 地域産業 ○ 地域未来投資促進法 第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	

		○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020〔令和2年7月17日閣議決定〕 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ ―「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 (略) サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。また、行政のデジタル化の抜本的な加速やスタートアップの促進を通じて、生産性を引き上げつつ、「新たな日常」に対応した新しい財やサービスの創出につながる民間の投資やイノベーションを引き出す取組を強力に進める。このため、(略) 税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。(略) 第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援 働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げの流れの継続、インボイスの円滑な導入、DXの進展、目下のコロナ危機など、相次ぐ制度改正や社会変革に対応するため、以下の取組を推進し、世界に冠たる地域の価値創造企業を生み出す。 中小企業から中堅企業への成長阻害要因の除去による企業規模拡大や、付加価値増大によって生産性向上を後押しする。(略) ○ まち・ひと・しごと創生基本方針 2020〔令和2年7月17日閣議決定〕 第2章 政策の方向 1. 地域経済・生活の再興 (1) 雇用の維持と事業の継続 (略) 事業を継続できるよう、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を支援するなど、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業に対する支援を強化する。(略) 第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 i 地域企業の成長に向けた支援 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を実現するとともに、地域未来牽引企業に対する重点支援等により、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業の成長を実現し、地域の稼ぐ力を高める。 【具体的取組(抜粋)】 (b) 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援 - 改正された地域未来投資促進法により、生産性向上を志向する中小企業に対する海外展開支援を強化するとともに、中堅企業へと成長することができる環境を整備する。 - 感染症の拡大により、供給が止まり完成品の組立に支障が生じる自動車等の部品や、世界的な需要拡大の中で 国内での供給量が制限されているマスク等について、国内投資促進事業等により、生産拠点などの建物の新增設や設備の導入を支援し、国内におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。 ○ 成長戦略フォローアップ〔令和2年7月17日閣議決定〕 7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 中小企業・小規模事業者の生産性向上 ③ 中小企業の成長を促す環境の整備等(抜粋)
--	--	---

			・ 中小企業に対し成長段階に応じた支援が行えるようにし、事業規模拡大や生産性向上を進め、中堅企業以上に成長するよう促す。（略） ・ （略）中小企業成長促進法により新設される「みなし中小企業」規定を踏まえ成長や将来的な株式公開等を促す。（略） ⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化（抜粋） ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、供給に支障が生じた部品産業や国内供給が不足する医療物資産業等について国内投資促進事業等により生産拠点等の新增設や設備の導入支援等を行うなどし、国内外におけるサプライチェーンの強靱化を推進する。
		政策の達成目標	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和４年度末まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	・ 地域経済牽引事業計画の承認計画数 2,448 件（令和２年８月 31 日時点） ・ 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 2.62%（2013 年～2018 年の 5 年幾何平均）
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 200 件／年
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和２年 8 月 31 日時点で 2,448 件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長 5 年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、地域経済牽引事業計画のために新設等した家屋等について、地方公共団体が不動産取得税・固定資産税の課税免除等を行った場合に、減収補てん措置を講じている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	地域産業や地域企業の経営のデジタル化等を推進する「地域未来デジタル・人材投資促進事業」（30.0 億円）の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、地域経済を牽引する事業を行う事業者等に対し、デジタル技術を活用する新たなビジネスモデル案について、設備投資の前段階で必要な事業性評価等を支援するものである。本税制は地域経済を牽引する事業を行う事業者に対し、デジタル化に係るものも含めた設備投資を支援するものである。

		要望の措置 の 妥 当 性	本税制措置の適用を受けるためには、事業者の策定する事業計画に関して、 ・地域未来投資促進法に基づき、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い付加価値額の創出等が見込まれるもの（地域経済牽引事業計画）として、都道府県の承認を受けた上で、 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 これは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、更に地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例措置を設定しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。 また、どのような業種・分野・企業形態が地域経済を牽引するかを国が一律に決定することは困難であることから、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い地域経済牽引効果が認められる事業については、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から令和 2 年 8 月 31 日までに、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け、課税の特例措置の対象となった承認地域経済牽引事業は 1,602 件である。 ①減収額実績（前回要望時の見込み） ＜特別償却＞ 平成 29 年度 0.09 億円（35 億円） 平成 30 年度 9 億円（35 億円） ＜税額控除＞ 平成 29 年度 0.5 億円（13 億円） 平成 30 年度 41 億円（13 億円） ②適用事業者数（前回要望時の見込み） ＜特別償却＞ 平成 29 年度 2 件（113 件） 平成 30 年度 73 件（113 件） ＜税額控除＞ 平成 29 年度 5 件（87 件） 平成 30 年度 112 件（87 件）
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	①租税特別措置法の条項 42 条の 11 の 2、68 条の 14 の 3 ②適用件数（平成 30 年度） （1）特別償却 73 件 （2）税額控除 112 件 ③適用額（平成 30 年度） （1）特別償却 79 億円 （2）税額控除 41 億円
		租税特別措 置の適用に よる効果 （手段として の有効性）	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和 2 年 8 月 31 日時点で 2,448 件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長 5 年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。

	前回要望時の達成目標 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が必要である。 また、政府全体の政策体系の中で、地域の成長発展の基盤強化に係る政策目標として以下が掲げられている。 ○ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」〔令和元年12月20日閣議決定〕 【重要業績評価指標】 （1）地域資源・産業を活かした地域の競争力強化（抜粋） ■企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 年2%以上（2020～2024年度幾何平均） 政策目標に対する進捗状況を見ると、「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率」は、2013年～2018年の5年幾何平均で年2.62%となっており、感染症の影響の下で、引き続き同程度の伸び率を維持できるかは予断を許さない状況にある。 したがって、政府全体でこうした政策目標を達成するためにも、地域経済牽引事業の創出や当該事業を実施する企業の成長を促していく必要があり、本税制の延長が必要である。
これまでの要望経緯		平成29年度 創設 平成31年度 延長・拡充（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業（付加価値額増加率が一定以上）について、「機械装置・器具備品」の税額控除額又は特別償却額を上乗せ）

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省貿易経済協力局投資促進課）

項 目 名	経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し		
税 目	—		
要 望 の 内 容	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD を中心に現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が行われているところ。 こうした国際的な議論において、日本企業の実態等も踏まえて国際課税ルールの見直しが適切なものとなるよう努めるとともに、国際合意後に国内での制度整備の検討が行われる際には、欧米の動向等を踏まえて、海外企業とのイコールフットィングを確保し、日本企業の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。 こうした国際的な議論において、日本企業の実態等も踏まえて国際課税ルールの見直しが適切なものとなるよう努めるとともに、国際合意後に国内での制度整備の検討が行われる際には、欧米の動向等を踏まえて、海外企業とのイコールフットィングを確保し、日本企業の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討することが重要である。また、制度整備にあたっては、企業に過度な事務負担が生じないよう事務コストの軽減など実務に配慮した制度とする必要がある。 (2) 施策の必要性 我が国における適切な課税権の確保を図るため、OECD を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論等を踏まえ、新たな課税上の課題に対応した措置を講ずることは非常に重要である。 そのため、国際課税ルールの見直しが適切なものとなるよう努めるとともに、国内での制度整備の検討に当たっては、日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税制度の構築等に配慮する必要がある。あわせて産業界の要望等を踏まえ、課税制度による過度な事務負担を課すことなく、日本企業等の実務に配慮し、健全な投資を阻害することがないようにする必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	対外経済 －海外市場開拓支援・対内投資
		政 策 の 達 成 目 標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国 企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国 立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	OECD を中心とする国際的な議論の動向も踏まえつつ、日本企業 への過度な負担を回避し、海外企業とのイコールフットィング を確保するなど適切なものとなるようにすることは妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省貿易経済協力局投資促進課）

項 目 名	租税条約ネットワークの拡充		
税 目	—		
要 望 の 内 容	日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、PE（Permanent Establishment：恒久的施設）認定される範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない等の課題がある。 また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等がBEPS プロジェクト最終報告書を踏まえ、どのように制度改正等を実施するかによっては、その本来の主旨に反して、このような不適切な課税が助長されることが懸念される。 加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、こうした側面からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。 (2) 施策の必要性 租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業による利益の我が国への還元の促進や、進出先国における課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。 日本企業の海外投資がますます加速している現在において、租税条約ネットワークの質・量の充実を通して、日本企業の進出先国における事業環境のイコールドットアップを実現することは大きな課題である。 さらに、我が国に進出・投資を行う海外企業や外国人にとって、税制面で不公正な扱いを受けることがあれば、我が国への投資拡大を妨げる可能性がある。したがって、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。 よって、今後も引き続き、今後の投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、租税条約のネットワークを拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を加速することが必要である。		
今回の要望に関	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援・対内投資
		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和2年8月1日現在、我が国は、74ヵ国・地域との間で租税条約等(※)を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる「租税条約」)及び「日台民間租税取決め」
これまでの要望経緯		平成25年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 産業技術環境局 研究開発課 新エネルギー・産業技術総合開発機構室）

項 目 名		国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	
税 目		所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 1 項第 2 号・第 3 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 1 項第 2 号・第 3 号）	
要 望 の 内 容	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和 3 年度等の新規補助事業を追加する。		
	令和 3 年度新規補助事業（令和 2 年 9 月 17 日現在、変更の可能性あり） ・ 水素社会構築技術開発事業 ・ 地熱発電導入拡大研究開発 ・ 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業 ・ 全固体電池革新的高速生産技術開発 ・ 革新的自律リモート技術開発（仮） ・ 航空機向け革新的生産プロセス開発事業 ・ 5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業 ・ 航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業		
	令和 2 年度第 1 次補正予算事業 ・ 自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業		
	令和元年度補正予算事業 ・ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 ・ 炭素循環型セメント製造プロセス技術開発 ・ 安全安心なドローン基盤技術開発		
		平年度の減収見込額	▲567 百万円
		（制度自体の減収額）	（ 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的		
	民間企業等の研究開発及び技術開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(2) 施策の必要性		
	国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号」及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号」に基づく NEDO 補助事業）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、令和 3 年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経済成長 技術革新
		政 策 の 達 成 目 標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	
		要望の措置 の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・減収額（経済産業省試算） - 平成 27 年度： 712 百万円 - 平成 28 年度： 925 百万円 - 平成 29 年度： 742 百万円 - 平成 30 年度： 1,303 百万円 - 令和元 年度： 976 百万円 - 令和 2 年度： 1,105 百万円（見込）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。 平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技術開発事業（平成 24 年度から「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に統合） 平成 22 年度税制改正 ・新エネルギーベンチャー技術革新事業（令和元年度から「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」に名称変更） 平成 24 年度税制改正 ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム（令和 3 年度から「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」に名称変更予定 平成 26 年度税制改正 ・風力発電等導入支援事業 平成 27 年度税制改正 ・水素社会構築技術開発事業 ・研究開発型ベンチャー支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	

	平成 28 年度税制改正 ・国際研究開発／コファンド事業 ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（平成 29 年度から「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に統合） ・高温超電導実用化促進技術開発 ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発 平成 29 年度税制改正 ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト 平成 30 年度税制改正 ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業 ・超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業 ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業 ・環境調和型プロセス技術の開発 ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 令和元年度税制改正 ・超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト ・高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発 ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業 ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発 ・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発 ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発 ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・地熱発電技術研究開発 令和 2 年度税制改正 ・燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業 ・バイオジェット燃料生産技術開発事業 ・太陽光発電主力電源化推進技術開発 ・次世代複合材創製・成形技術開発 ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発 ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業
--	--

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

経済産業省製造産業局

資源エネルギー庁資源・燃料部

素材産業課
金属課金属技術室
石炭課
石油精製備蓄課

項 目 名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	
税 目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税	
要 望 の 内 容	現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。 課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税化とする。 <u>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</u> ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 （租税特別措置法第89条の2、租税特別措置法施行令第47条～第47条の6、租税特別措置法施行規則第38条～第38条の4） <u>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</u> ・移出に係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第89条の3、租税特別措置法施行令第47条の7～第47条の9、租税特別措置法施行規則第39条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第89条の4、租税特別措置法第47条の10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第90条、租税特別措置法施行令第48条～第48条の3、租税特別措置法施行規則第39条、第39条の2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第90条の2、租税特別措置法施行令第48条の4） <u>③引取りに係る石油製品等の免税</u> ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第90条の4、租税特別措置法施行令第48条の9） <u>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</u> ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第90条の4の2、租税特別措置法施行令第48条の10） <u>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</u> （租税特別措置法第90条の5、租税特別措置法施行令第49条、租税特別措置法施行規則第39条の6） <u>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</u> （租税特別措置法第90条の6の2、租税特別措置法施行令第50条の2、租税特別措置法施行規則第39条の7～9）	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （▲3,732,000 百万円） （ー 百万円）

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和 2 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和 2 年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

7 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になり、1 万 6 千社、71 万人を抱える石油化学産業の基礎となる。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 3.5 兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 38 億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品約 99.0%、接着剤 70.9%、塗料 85.0%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 745 億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

		④ <u>引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</u> 石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとりの追加負担が生じることになる。 また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。 ○鉄鋼 仮に課税された場合、粗鋼１トン当たり約 800 円、全体で約 773 億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて 7,660 億円の市場規模、2.3 万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○コークス 仮に課税された場合、コークス１トン当たり約 1,800 円、全体で約 113 億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約 90%）、関連産業を含めて、約 8,200 人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○セメント 仮に課税された場合、セメント１トン当たり約 110 円、全体で約 61 億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.5 万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約 1 割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。 ⑤ <u>石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</u> 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 544 億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。 ⑥ <u>石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</u> 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 120 億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。	
今回の要望に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 ものづくり エネルギー・環境 資源・燃料
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットディングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置

		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。													
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。													
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和２年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。 <table><tr><td></td><td>適用事業者数</td></tr><tr><td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社</td></tr><tr><td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 177 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 110 社</td></tr><tr><td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社</td></tr><tr><td>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</td><td>鉄鋼製造企業 11 社 コークス製造企業 11 社 セメント製造企業 13 社</td></tr><tr><td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7 社</td></tr><tr><td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 8 社</td></tr></table> ※経済産業省（②④）、石油化学工業協会（①③）、石油連盟（⑤⑥）調べ		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 177 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 110 社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 11 社 コークス製造企業 11 社 セメント製造企業 13 社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
			適用事業者数													
①石油化学製品製造用揮発油の免税等			エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社													
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 177 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 110 社															
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社															
④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 11 社 コークス製造企業 11 社 セメント製造企業 13 社															
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社															
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8 社															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットィングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し														

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																								
		要望の措置の妥当性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 石油化学製品製造用揮発油の免税等																																									
		<table><tr><td></td><td>適用件数 (件)</td><td>適用数量 (千 KL)</td><td>免税額 (億円)</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>917</td><td>65,095</td><td>35,021</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>908</td><td>67,125</td><td>36,113</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>889</td><td>63,553</td><td>34,192</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>905</td><td>64,199</td><td>34,539</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>905</td><td>64,959</td><td>34,948</td></tr></table>			適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)	平成 28 年度	917	65,095	35,021	平成 29 年度	908	67,125	36,113	平成 30 年度	889	63,553	34,192	令和元年度	905	64,199	34,539	令和 2 年度	905	64,959	34,948																
			適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)																																						
		平成 28 年度	917	65,095	35,021																																						
		平成 29 年度	908	67,125	36,113																																						
		平成 30 年度	889	63,553	34,192																																						
		令和元年度	905	64,199	34,539																																						
		令和 2 年度	905	64,959	34,948																																						
		※平成 28～30 年度は国税庁統計年報、令和元年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 2 年度は経済産業省試算																																									
		② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税																																									
○免税額（百万円）																																											
<table><tr><td></td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>319</td><td>377</td><td>309</td><td>335</td><td>340</td></tr><tr><td>塗料</td><td>2,180</td><td>2,164</td><td>2,202</td><td>2,181</td><td>2,182</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>109</td><td>123</td><td>109</td><td>113</td><td>115</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>337</td><td>308</td><td>302</td><td>316</td><td>308</td></tr><tr><td>その他</td><td>837</td><td>822</td><td>847</td><td>836</td><td>835</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,782</td><td>3,794</td><td>3,769</td><td>3,781</td><td>3,780</td></tr></table>			28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	ゴム	319	377	309	335	340	塗料	2,180	2,164	2,202	2,181	2,182	印刷用インキ	109	123	109	113	115	接着剤	337	308	302	316	308	その他	837	822	847	836	835	合計	3,782	3,794	3,769	3,781	3,780
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																						
ゴム	319	377	309	335	340																																						
塗料	2,180	2,164	2,202	2,181	2,182																																						
印刷用インキ	109	123	109	113	115																																						
接着剤	337	308	302	316	308																																						
その他	837	822	847	836	835																																						
合計	3,782	3,794	3,769	3,781	3,780																																						
○適用数量（KL）																																											
<table><tr><td></td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>5,924</td><td>7,001</td><td>5,735</td><td>6,220</td><td>6,319</td></tr><tr><td>塗料</td><td>40,517</td><td>40,214</td><td>40,936</td><td>40,541</td><td>40,561</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>2,024</td><td>2,280</td><td>2,020</td><td>2,108</td><td>2,136</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>6,271</td><td>5,720</td><td>5,605</td><td>5,865</td><td>5,730</td></tr><tr><td>その他</td><td>15,565</td><td>15,283</td><td>15,750</td><td>15,533</td><td>15,522</td></tr><tr><td>合計</td><td>70,301</td><td>70,498</td><td>70,046</td><td>70,267</td><td>70,268</td></tr></table>			28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	ゴム	5,924	7,001	5,735	6,220	6,319	塗料	40,517	40,214	40,936	40,541	40,561	印刷用インキ	2,024	2,280	2,020	2,108	2,136	接着剤	6,271	5,720	5,605	5,865	5,730	その他	15,565	15,283	15,750	15,533	15,522	合計	70,301	70,498	70,046	70,267	70,268
	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																						
ゴム	5,924	7,001	5,735	6,220	6,319																																						
塗料	40,517	40,214	40,936	40,541	40,561																																						
印刷用インキ	2,024	2,280	2,020	2,108	2,136																																						
接着剤	6,271	5,720	5,605	5,865	5,730																																						
その他	15,565	15,283	15,750	15,533	15,522																																						
合計	70,301	70,498	70,046	70,267	70,268																																						
※平成 28～30 年度は国税庁統計年報、令和元年度は業界推計、令和 2 年度は経済産業省推計																																											
③ 引取りに係る石油製品等の免税																																											
<table><tr><td></td><td>適用者数 (社)</td><td colspan="2">適用数量</td><td>免税額 (億円)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ナフサ等 (千 KL)</td><td>LPG (千トン)</td><td></td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>33</td><td>24,422</td><td>450</td><td>692</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>32</td><td>27,433</td><td>449</td><td>776</td></tr></table>			適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)			ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)		平成 28 年度	33	24,422	450	692	平成 29 年度	32	27,433	449	776																						
	適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)																																							
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)																																								
平成 28 年度	33	24,422	450	692																																							
平成 29 年度	32	27,433	449	776																																							

平成 30 年度	32	26,394	428	747
令和元年度	32	25,204	371	713
令和 2 年度	32	26,334	416	745

※平成 28～令和元年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、令和 2 年度は経済産業省推計

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 28 年度	12	58,467	801
平成 29 年度	12	57,165	783
平成 30 年度	11	55,267	757
令和元年度	11	56,199	770
令和 2 年度	11	56,399	773

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 28 年度	11	5,984	82
平成 29 年度	11	5,707	78
平成 30 年度	11	6,879	94
令和元年度	11	6,470	89
令和 2 年度	9	8,255	113

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 28 年度	14	4,489	61
平成 29 年度	14	4,730	65
平成 30 年度	14	4,686	64
令和元年度	14	4,087	56
令和 2 年度	13	4,487	61

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和 2 年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
平成 28 年度	9	24,323	662
平成 29 年度	8	21,813	611
平成 30 年度	8	19,393	543
令和元年度	7	19,681	551
令和 2 年度	7	19,426	544

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
平成 28 年度	9	4,660	130
平成 29 年度	7	4,898	137
平成 30 年度	7	4,492	126
令和元年度	8	4,372	122
令和 2 年度	8	4,298	120

		※石油連盟調べ ※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットINGが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
これまでの要望経緯	①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和 32 年度 創設 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油） ③引取りに係る石油製品等の免税 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設	

	平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質 NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 平成元年度 創設 (石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設) 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長 (対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加) 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置
	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設 平成 11 年度 以後 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省製造産業局自動車課）

項 目 名		自動車重量税におけるエコカー減税の延長・見直し	
税 目		自動車重量税（自動車重量税法全文、自動車重量税法施行令全文、自動車重量税法施行規則全文、租税特別措置法第 90 条の 12、自動車重量譲与税法全文、自動車重量譲与税法施行規則全文）	
要 望 の 内 容		自動車重量税におけるエコカー減税について、適用期限の延長・見直しを行う。 見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることに十分配慮し、当分の間税率の廃止も視野に入れつつ、ユーザー負担の軽減を図る。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ① 平成 31 年度与党税制改正大綱において、「今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ② これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染拡大の影響により日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることに十分配慮し、ユーザー負担の軽減を図るかたちで、エコカー減税の延長及び見直しを行う。 ③ 気候変動、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に電気自動車をはじめとする次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野であるため、その普及拡大により更なる競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 ① 平成 31 年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、政策インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等を見直すとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化した上で適用期限を延長した。 ② これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、気候変動、環境・エネルギー制約に対応するため、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。特に環境性能に優れた電気自動車等をはじめとする次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。更なる競争力強化を図るため、こうした環境性能に優れた自動車の一層の普及拡大が必要。 ③ 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており（1990 年度：780 万台→2019 年度：504 万台）、2014 年度は消費税 8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015 年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引き上げの中、500 万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。2016 年度及び 2017 年度は 500 万台を越えたものの、中長期的に見れば減少傾向が継続。加えて、2019 年 10 月には消費税が 10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。 ④ さらに追い打ちをかけるように、2020 年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に 5 月の国内販売は対前年度比で▲45%と 2011 年の東日本大震災に次ぐ販売台数の落込みになった。6 月は▲23%、7 月は▲14%と徐々に減少幅は改善されつつあるものの、今後も回復傾向が続くかどうかは感染状況に大きく左右されるため、依然として不透明な状況。 ⑤ 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含めて約 542 万人（全就業人口の約 1 割）の雇用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約 2 割（約 62 兆円）を占めるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済を含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台数の減少は、車体課税や車体販売による消費税収の減少により国及び地方の税収にも影響を与える。		
今回の	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1839 536 2031"> 合理性 </td><td data-bbox="536 1839 1490 2031"> 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長 経済基盤 </td></tr> </table>	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 経済成長 経済基盤
合理性	政策体系における政策目的の位置付け 経済成長 経済基盤		

要望に 関連する 事項		政 策 の 達成目標	① エコカー減税の更なるグリーン化により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 (関連する与党税制改正大綱、閣議決定等) ○平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日) 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方 今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする。 ○新成長戦略(平成22年6月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に ○日本再生戦略(平成24年7月) 2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50% ○日本再興戦略(平成25年6月) 2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ○日本再興戦略2016(平成28年6月) 「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度) ○未来投資戦略2017(平成29年6月) 具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度) ○未来投資戦略2018(平成30年6月) 具体的な施策(「I [2] 1. エネルギー・環境」) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。

			<国内自動車販売台数の推移> 平成 23 年度 475 万台 平成 24 年度 521 万台 平成 25 年度 569 万台 平成 26 年度 530 万台 平成 27 年度 494 万台 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 ○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める次世代自動車の割合> 平成 23 年度 16% 平成 24 年度 21% 平成 25 年度 23% 平成 26 年度 24% 平成 27 年度 29% 平成 28 年度 36% 平成 29 年度 37% 平成 30 年 38% 令和元年 39%
	有効性	要望の措置の適用見込み	○国内の自動車販売台数は約 500 万台で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 23 年度 475 万台 平成 24 年度 521 万台 平成 25 年度 569 万台 平成 26 年度 530 万台 平成 27 年度 494 万台 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○エコカー減税（平成 21 年度から措置）等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。 <新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.8%

			平成 25 年度 81.9% 平成 26 年度 86.5% 平成 27 年度 81.2% 平成 28 年度 84.1% 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 73.3%
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 —令和 2 年度予算額：130 億円 —電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、エコカー減税についてグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減を図り、次世代自動車だけでなく環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
		要望の措置の妥当性	平成 31 年度与党税制改正大綱において「今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税收中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、これを踏まえて要望するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合＞ 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.8% 平成 25 年度 81.9% 平成 26 年度 86.5% 平成 27 年度 81.2% 平成 28 年度 84.1% 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 73.3% ＜エコカー減税＞ ○自動車重量税(財務省試算) 平成 22 年度 ▲ 724 億円 平成 23 年度 ▲1,018 億円 平成 24 年度 ▲ 347 億円

		平成 25 年度 ▲ 440 億円 平成 26 年度 ▲ 720 億円 平成 27 年度 ▲ 610 億円 平成 28 年度 ▲ 730 億円 平成 29 年度 ▲ 720 億円 平成 30 年度 ▲ 660 億円 令和元年度 ▲ 620 億円
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局自動車課）

項 目 名		自動車関係諸税の課税のあり方の検討	
税 目		自動車重量税（自動車重量税法全文、自動車重量税法施行令全文、自動車重量税法施行規則全文、租税特別措置法第 90 条の 12、自動車重量譲与税法全文、自動車重量譲与税法施行規則全文）	
要 望 の 内 容		平成 31 年度与党税制改正大綱及び令和 2 年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、CASE や MaaS 等の 100 年に一度の大変革による将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税の課税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す		(1) 政策目的 技術革新や保有から利用への変化等自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また環境負荷の低減に対する要請が高まっている中で、自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 (2) 施策の必要性 ① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、100 年に一度の大きな変革期を迎えている。 ② 平成 31 年度与党税制改正大綱及び令和 2 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。 ③ 上記を踏まえ、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。	
今 回 の 要 望 に	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経済成長 経済基盤
		政 策 の 達 成 目 標	① 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

関連する事項		(関連する与党税制改正大綱、閣議決定等) ○平成 31 年度与党税制改正大綱（平成 30 年 12 月 14 日） 第三 検討事項 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 ○令和 2 年度与党税制改正大綱（令和元年 12 月 12 日） 第三 検討事項 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 ○新成長戦略（平成 22 年 6 月） ・次世代自動車（エコカー等）の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に ○日本再生戦略（平成 24 年 7 月） 2020 年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50% ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月） 2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5 ～ 7 割とすることを目指す。 ○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月） 「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5 ～ 7 割とすることを目指す。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は 29.3 %（2015 年度） ○未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月） 具体的な施策（「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」） 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5 ～ 7 割とすることを目指す。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は 35.8%（2016 年度） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月） 具体的な施策（I [2]1. エネルギー・環境） 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5 ～ 7 割とすることを目指す。 ⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7%（2017 年度）
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性

		化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 23 年度 475 万台 平成 24 年度 521 万台 平成 25 年度 569 万台 平成 26 年度 530 万台 平成 27 年度 494 万台 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 ○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める次世代自動車の割合> 平成 23 年度 16% 平成 24 年度 21% 平成 25 年度 23% 平成 26 年度 24% 平成 27 年度 29% 平成 28 年度 36% 平成 29 年度 37% 平成 30 年 38% 令和元年 39%
有効性	要望の措置の適用見込み	○国内の自動車販売台数は約 500 万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 23 年度 475 万台 平成 24 年度 521 万台 平成 25 年度 569 万台 平成 26 年度 530 万台 平成 27 年度 494 万台 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成 31 年度与党税制改正大綱及び令和 2 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。この方針の実現を図る。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	平成 31 年度与党税制改正大綱及び令和 2 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.8% 平成 25 年度 81.9% 平成 26 年度 86.5% 平成 27 年度 81.2% 平成 28 年度 84.1% 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 73.3% <エコカー減税> ○自動車重量税(財務省試算) 平成 22 年度 ▲ 724 億円 平成 23 年度 ▲1,018 億円 平成 24 年度 ▲ 347 億円 平成 25 年度 ▲ 440 億円 平成 26 年度 ▲ 720 億円 平成 27 年度 ▲ 610 億円 平成 28 年度 ▲ 730 億円 平成 29 年度 ▲ 720 億円 平成 30 年度 ▲ 660 億円 令和元年度 ▲ 620 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課）

項 目 名	割賦販売法の改正に伴う所要の改正		
税 目	法人税（法人税法施行令第96条第5項第4号及び第9項第4号、租税特別措置法施行令第33条の7第4項第4号、第39条の86第3項第4号） 消費税（消費税法施行令第10条第3項第9号）		
要 望 の 内 容	○令和２年度の割賦販売法改正で創設された「認定包括信用購入あつせん業者」「少額登録包括信用購入あつせん業者」（両者の詳細は「新設・拡充又は延長を必要とする理由」欄参照）について、従前の「包括信用購入あつせん業者」と同様の措置、具体的には以下を措置することを要望する。 （法人税関係） ・法人税法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金の損金算入 ・租税特別措置法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金の損金算入の特例措置 （消費税関係） ・消費税法で「包括信用購入あつせん」に認められている、消費者が登録包括信用購入あつせん業者に対して支払うクレジット手数料を非課税とする措置。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

(1) 政策目的

ICT の発展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野において Fin Tech 企業の事業展開が拡大している。こうした時代背景を踏まえ、割賦販売法について、安全・安心を前提とした上での柔軟な規制体系への見直しを行った。

(2) 施策の必要性

近年の決済分野は、異業種からの参入も含め、多様は主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクの後払いサービス等、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが誕生している。

また、クレジットカード分野における与信に関しても、膨大な実績データ（ビッグデータ）等に基づき、AI 分析等の新たな技術や長年培われたノウハウ等を用いてより精緻な与信審査を行う事業者が出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することで、過剰与信を防止しつつ、消費者が適正なサービスを楽しむことが可能となる。

こうした近年の時代の変化を踏まえ、令和 2 年度の割賦販売法改正により、以下が措置された。

①登録包括信用購入あつせん業者（所謂クレジットカード会社）で、精度の高い限度額調査を行う能力のある者を対象とした認定制度を創設。認定を受けた「認定包括信用購入あつせん業者」は、従来の支払可能性見込額調査による方法に代えて、認定を受けた手法である「利用者支払可能見込額」を算定することにより限度額審査を行うことを可能とする。

②低額・低リスクの後払いサービス、具体的には限度額が割賦販売法施行令で定める金額以下の者について、「登録少額包括信用あつせん業者」として新たな登録制度を創設し、事業の実態に見合う形で規制を合理化する。なお、本事業者の限度額審査は、従来の支払可能見込額調査ではなく、認定事業者同様「利用者支払可能見込額」の算定による。

他方で、「認定包括信用あつせん業者」「登録少額包括信用購入あつせん業者」は、上記の通り新しい措置を伴うものの、その事業の内容は「包括信用購入あつせん」である。そして、「包括信用購入あつせん業者」は、一定のリスク資産（貸し倒れる可能性のある債権）を保有するというビジネスの特徴から、貸倒引当金を損金算入することが認められている。加えて、二重課税を避ける観点から、消費税法上の措置も講じられている。したがって、今回創設された新規 2 類型についても、措置を行うことが必要。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	生活安全 商取引安全 ○成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定） 「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」 ○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定） 「割賦販売法制について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。」
		政 策 の 達 成 目 標	割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 21 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更を受けた措置（租特） 平成 28 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更等を受けた措置（本則、租特）

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 商務・サービスグループ博覧会推進室）

項 目 名	2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置		
税 目	所得税、法人税等		
要 望 の 内 容	2025 年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者に課せられる所得税等につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	ー ー ー 百万円 百万円 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。 税制面の措置については、参加国の出展コストに大きな影響を与える重要な事項であり、日本政府がこれらに基づく措置を講じることを約し、各国に対し参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。 (2) 施策の必要性 国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。 一方で、国際博覧会の開催に際しては、参加契約を締結してパビリオンを出展する各参加国等、世界各地からの来日が予想される。 非居住者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質と恒久的施設の態様により、我が国で所得税・法人税等を課税されることがあり得るが、その際に、その非居住者・外国法人が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は 2020 年 8 月 1 日現在で、139 カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる大阪・関西万博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、政府代表者をはじめとする全ての参加者について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	産業育成 クールジャパン
		政 策 の 達 成 目 標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	国際的二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税においても同様の改正要望を行う。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	国際的二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室）

項 目 名		電気事業法の改正に伴う所要の税制措置							
税 目		法人税（法人税法第 2 条第 23 号・第 45 条、法人税法施行令第 13 条第 8 号ヨ） 所得税（所得税法第 2 条第 1 項第 19 号、所得税法施行令第 6 条第 8 号力、租税特別措置法第 33 条、租税特別措置法施行規則第 14 条） 消費税（消費税法第 2 条第 1 項第 16 号、消費税法施行令第 5 条第 8 号力） 等							
要 望 の 内 容	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 12 日成立）における電気事業法の改正に伴い、災害に強い分散型電力システムの運営主体として令和 4 年 4 月から新たに創設される予定の配電事業ライセンス等について、工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の対象事業への追加など、所要の措置を講じる。								
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ － 百万円）
	平年度の減収見込額	－ 百万円							
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改 正 増 減 収 額）	（ － 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由 (1) 政策目的 平成 30 年北海道胆振東部地震や、令和元年の台風 15 号・19 号等の昨今の自然災害を踏まえ、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保することを目的に、令和 2 年 6 月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立した。 その中で、災害に強い分散型電力システムの運営主体として、令和 4 年 4 月より配電事業ライセンスの創設等を行う。 ＜配電事業ライセンスの創設経緯＞ ・災害発生時に地域内の電源を活用することで、早期に地域内の電力供給を安定させ、停電被害を最小化することが可能である。このため、地域の配電設備の維持・運用を効率的に行う分散型電力システムの構築の重要性が高まっている。 ・また、近年の AI、IoT 技術等の高度化により、平時から特定地域における配電設備の独立した維持・運用を行い地域内の電気の需給調整を行うことで、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。 ・上記のような災害復旧（レジリエンス強化）やコスト効率化等の観点から、新たに電気事業法上に配電事業者を位置づけ、令和 4 年 4 月より配電事業ライセンスを創設する。 (2) 施策の必要性 配電事業者は、経済産業大臣の許可を受けて、一般送配電事業者と同等の安定供給義務等を負うため、事業者間の「課税の公平性」を確保する観点から、一般送配電事業者と同等の税制措置等を講じる必要がある。									

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	エネルギー・環境 電力・ガス ○背景となる法律 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業 法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日成立）
		政 策 の 達 成 目 標	災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導 入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供 給体制を確保する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	新設される配電事業の申請については、初年度において数件 程度が見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	配電事業者に対して、一般送配電事業者と同等の税制措置等 を講じることで、同等の安定供給義務等を有する事業者間の 「課税の公平性」を確保することができる。 また、配電事業者を、工事負担金で取得した固定資産等の圧 縮額の損金算入等の税制措置の適用対象とすることにより、新 規参入する配電事業者の参入障壁を軽減し、政策目的の達成を 促すことができる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	同等の安定供給義務等を有する事業者間の「課税の公平性」 を確保する税制措置等であるため妥当である。 また、配電事業者の申請及び届出が、制度開始予定の令和4 年4月より前（令和3年度）から始まることを考慮すると、各 事業者の事前の参入判断等を可能とするため、令和3年度の要 望事項とすることが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長		
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2		
要 望 の 内 容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 一百万円 (▲150, 600 百万円) (— 一百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理	(1) 政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により、改善基調であった中小企業の業況は足下で急激に悪化しており、経済状況は予断を許さない状況である。また、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者難等の経営課題も山積しており、引き続き、その経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。先行きが不透明な状況が続く中で、新型コロナウイルス感染症の中小企業に与えるマイナスの影響が更なる資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋がり、ひいては我が国経済に大きな影響を与えるおそれもある。 中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
		政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・平成26年度：793,337件 ・平成27年度：843,278件 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書等)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 【減収額】 ・平成28年度（19%→15%）：1,361億円 ・平成29年度（19%→15%）：1,447億円 ・平成30年度（19%→15%）：1,506億円 （出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法の条項：第42条の3の2、第68条の8 ②適用件数：960,103件 ③適用総額：37,662億円
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが引き続き必要。
これまでの要望経緯			平成21年度改正 創設（本則22%・租特18%） 平成23年度改正 拡充（本則22%→19%、租特18%→15%） 平成27年度改正 延長（租特19%→15%） 平成29年度改正 延長（租特19%→15%） 平成31年度改正 延長（租特19%→15%）

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 また、令和 2 年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされている。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逡増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 (2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。											
	今回の要望に関連する事	合理性	<table><tr><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>中小企業・地域経済 事業環境整備</td></tr><tr><td>政策の達成目標</td><td>小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</td></tr><tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>—</td></tr><tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>—</td></tr><tr><td>政策目標の達成状況</td><td>—</td></tr></table>	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備	政策の達成目標	小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。	租税特別措置の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	政策目標の達成状況
政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備											
政策の達成目標	小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。											
租税特別措置の適用又は延長期間	—											
同上の期間中の達成目標	—											
政策目標の達成状況	—											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	シャープ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和2年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（中小企業庁経営支援部技術経営革新課・中小企業庁事業環境部金融課）

項 目 名		独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会が出資する投資事業有限責任組合を通じて行う金銭貸付業の収益事業からの除外措置	
税 目		法人税（法人税法第 4 条第 1 項、同法施行令第 5 条第 1 項第 3 号）	
要 望 の 内 容	独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）又は信用保証協会が出資した再生ファンド等が、支援先企業に対して金銭債権の買取や再生計画の遂行上必要な融資などを行った場合、これらが収益事業である金銭貸付業に該当し、ファンドへの出資者である中小機構又は信用保証協会に帰属する損益が課税対象となっているが、このようなファンド出資により帰属する金銭貸付業に係る損益について、非課税とすることを要望する。		
	具体的には、		
	① 中小機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 5 号又は第 14 号に基づき行う資金の出資に係る業務として投資事業有限責任組合に対する出資を行い、当該投資事業有限責任組合が金銭債権の買取など金銭貸付けを行った場合に中小機構が行ったものとみなされる金銭貸付業について、法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する金銭貸付業の収益事業の対象から除くこと、 及び、 ② 信用保証協会が信用保証協会法第 20 条第 2 項第 4 号に基づき行う資金の出資に係る業務として投資事業有限責任組合に対する出資を行い、当該投資事業有限責任組合が金銭債権の買取など金銭貸付けを行った場合に信用保証協会が行ったものとみなされる金銭貸付業について、法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する金銭貸付業の収益事業の対象から除くこと を要望する。		
		平年度の減収見込額	▲175 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症の影響等により事業継続が困難となった中小企業の再生などに対して地域のリスクマネーを供給し、持続的な地域経済の発展を促す。 (2) 施策の必要性 中小機構は、国の中小企業政策の中核的な実施機関として、起業・創業期から成長期、成熟期に至るまで、企業の成長ステージに合わせた幅広い支援を行っており、その一環として、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「中小機構法」）の規定に基づき、中小企業の事業再生等におけるリスクマネー供給の円滑化を目的としたファンド出資事業を行っている。 また、信用保証協会は、我が国の信用保証制度を担う公的な機関として、信用力に乏しい中小企業に対して信用保証を通じた信用創造により中小企業の資金繰りの円滑化を行っており、金融支援の一つとして、信用保証協会法の規定に基づき、ファンド出資事業を行っている。 中小機構及び信用保証協会は、法人税法上の公益法人等に該当し、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課されることとなるが、その出資するファンド（投資事業有限責任組合）が金銭債権の買取などの業務（金銭貸付業）を行う場合、法人税法基本通達 15-1-2-（2）によりその出資する中小機構又は信用保証協会が自ら収益事業を行っているものとして取り扱われ、両者に帰属する利益については法人税が課税されることとなる。 中小機構又は信用保証協会が直接行う金銭貸付業又は信用保証業は法人税法施行令第 5 条の収益事業の範囲から除かれており、また、中小機構や信用保証協会は、中小企業への再生支援等を行うファンドへの出資を公的な機関として各根拠法令に基づき実施しているため、中小機構や信用保証協会が出資するファンド（投資事業有限責任組合）が債権買取などの金銭貸付業を行う場合も、収益事業の範囲から除外されることが妥当である。 特に今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、財務の痛んだ中小企業や借入債務の条件変更を行う中小企業に対する再生支援の要請が今後高まり、その際に事業再生に必要な資金を供出するものとして各地域に再生ファンドが組成されることが想定される。地域経済を構成し雇用を創出する中小企業への積極的な再生支援が必要と見込まれるなか、中小企業施策の実施機関として公的な立場からファンドに出資することができる中小機構や金融機関間の金融調整を担うことができる公的な機関である信用保証協会が、再生支援を行うファンドへの出資を行い、地域金融機関など地域経済を担う様々な機関の出資参加の呼び水となることがよりいっそう重要となるため、今般本措置を要望することとした。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政策の達成目標	中小機構及び信用保証協会による円滑なファンド出資を可能とすることにより、地域のリスクマネーの供給を行い、中小企業の事業再生等を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	事業再生等のファンドは一般的には投資収益率が低いため、地域の金融機関だけでは取り組みづらいものであるが、ファンドの規模を拡大し、また、出資参加者を多く募るためにも公的機関である中小機構及び信用保証協会の参加による呼び水効果が期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	中小機構及び信用保証協会は、法人税法上、同法別表第二に掲げる「公益法人等」に位置づけられており、法人税法施行令第5条に定められる34の収益事業から生じた所得についてのみ、法人税が課税されることとなっている。 この点、本要望の対象となるファンド出資事業については、中小機構は中小機構法第15条第1項第5号及び第14号において事業再生等を行う投資事業有限責任組合に対する資金の出資が、また、信用保証協会は信用保証協会法第20条第2項第4号において投資事業有限責任組合が行う中小企業に対する投資事業に必要な資金の出資が、それぞれ規定されている。 法人税法施行令第5条においては、中小機構又は信用保証協会が各根拠法令に基づき直接行う金銭貸付業又は信用保証業は公益性の高い業務として収益事業の範囲から除かれていることに鑑みれば、同様に各根拠法令に基づき行われるファンド出資事業から生じた所得についても、収益事業の範囲から除外することは妥当である。 なお、事業再生等の地域経済や地方創生の課題を解決する枠組みとして活用されるファンドの組成に当たっては、投資回収率が低い上にリスクも高いため、地域金融機関等の参加を求めるとは公的な機関としての中小機構や信用保証協会に対する出資参加による呼び水効果への期待が地方公共団体等からも寄せられている。したがって、公的な立場でファンドへの出資が可能な中小機構や信用保証協会の役割が重要であり、中小機構や信用保証協会がこれらの地域課題への解決に向けた期待に応え、積極的かつ円滑に出資を行うためにも、本要望は妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（中小企業庁事業環境部金融課）

項 目 名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長											
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 78 条第 1 項）											
要 望 の 内 容	本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 については、本特例措置の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行う。 なお、中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。 (2) 施策の必要性 信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金を調達する際の信用保証を通じ、中小企業者等の信用力を補完する機関である。令和元年度の保証承諾実績は約 8 兆 9,389 億円（67 万件）、同年度末時点の保証債務残高は約 20 兆 8,053 億円にも上り、中小企業者等の資金繰りの円滑化に多大な貢献を果たしている。特に、今般の新型コロナウイルス感染症に対応した資金繰り支援により、今年度の保証承諾は 6 月末時点で約 13 兆円（69 万件）となっており、既に前年度の年間実績を超える規模で利用されている。 信用保証制度の利用者の多くは、企業規模が小さく信用力に乏しい。そうした者が希望どおりの資金調達を実現するには、有担保保証でないと十分な与信を得られない場合があるのが実情である。本特例措置は、中小企業者等が有担保保証により資金調達をするために、担保を信用保証協会に提供する際の抵当権設定登記費用を軽減し、資金繰り緩和に寄与するものである。コロナ禍の影響が継続するなか、中小企業者等に対し追加的な与信をするためにも、有担保は有力な選択肢となることから、本特例措置の延長が必要である。仮に本特例措置が廃止となれば、中小企業者等にとって資金調達コストの実質的な引上げとなることから、資力の乏しい中小企業者等に必要不可欠な施策といえる。											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加
		政策目標の 達成状況	【中小企業者等の資金繰りの状況】 (出典：中小企業景況調査（中小企業庁）) 【保証承諾実績】 平成 29 年度： 80,514 億円 平成 30 年度： 80,728 億円 令和 元年度： 89,390 億円 （参考：令和 2 年 4～6 月累計：129,854 億円） (出典：（一社）全国信用保証協会連合会）

		中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大もあり、足元は大幅に悪化。また、保証承諾実績も急増している。 コロナ禍にあっては、信用保証協会の保証付き無利子・無担保融資等を積極的に実施することにより、中小企業者等の資金繰りの改善に努めることとしているが、今後将来に向けてコロナ禍の影響が継続するなか、企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な与信をするためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。 本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。 ※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額ベース） 平成 29 年度：11.2% 平成 30 年度：10.6% 令和 元年度：9.4% （出典：（一社）全国信用保証協会連合会）																													
有効性	要望の措置の適用見込み	令和元年度見込み：1,200 件 令和 2 年度見込み：1,290 件 令和 3 年度見込み：1,310 件 令和 4 年度見込み：1,210 件 ※算出方法は別紙参照																													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信用保証制度利用者の約 90%が、従業員 20 人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、そうした者ほど資金調達の際の費用負担は相対的に大きいため、本特例措置による抵当権設定費用の軽減の効果は高い。 したがって、本特例措置による中小企業者等の信用保証制度の利用負担（※）の軽減は、中小企業者等の信用保証制度の利用拡大を促進するものであり、もって、資金繰り円滑化に寄与するものといえる。 なお、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。 ※小規模事業者の 6 割超は赤字計上、黒字であっても 4 割が 1 百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達の難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大、資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がり大きい。 ＜本特例措置による 1 件当たり軽減額試算＞ <table><tr><td></td><td>適用件数 (A)</td><td>納付額 (百万円) (B)</td><td>減収額 (百万円) (C)</td><td>1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>1,791</td><td>56</td><td>93</td><td>52</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>1,541</td><td>54</td><td>90</td><td>58</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>1,309</td><td>46</td><td>77</td><td>59</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>1,266</td><td>42</td><td>70</td><td>55</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,275</td><td>44</td><td>73</td><td>58</td></tr></table> （出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」） ※減収額（C）＝登録免許税納付額（B）×2.5/1.5 として経済産業省推計 ※税率 本則 [4/1000] 一本措置 [1.5/1000] ＝軽減税率 [2.5/1000] （本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で推計）		適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)	平成 26 年度	1,791	56	93	52	平成 27 年度	1,541	54	90	58	平成 28 年度	1,309	46	77	59	平成 29 年度	1,266	42	70	55	平成 30 年度	1,275	44	73
	適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1 件当たりの 軽減額(千円) (C/A)																											
平成 26 年度	1,791	56	93	52																											
平成 27 年度	1,541	54	90	58																											
平成 28 年度	1,309	46	77	59																											
平成 29 年度	1,266	42	70	55																											
平成 30 年度	1,275	44	73	58																											

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）（租税特別措置法第 66 条の 11 第 1 項第 1 号）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 （令和 2 年度当初予算：59.9 億円） （令和 3 年度概算要求：64.7 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記税制措置（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、上記予算事業は信用保証協会に対する損失補償等である。 本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記の税制及び予算措置とは明確に役割分担ができています。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。 さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績	<table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>平成 27</td><td>平成 28</td><td>平成 29</td><td>平成 30</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1, 791</td><td>1, 541</td><td>1, 309</td><td>1, 266</td><td>1, 275</td></tr></table> (出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」) 本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合（下記③等）に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。 ＜令和元年度の例＞（出典：（一社）全国信用保証協会連合会） ① 保証承諾件数 ・・・約 67.2 万件 ② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数 ・・・約 9, 200 件 ③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 ・・・約 1, 200 件 また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではなく、信用保証協会に担保提供をして与信を得たい事業者はすべて対象となる。	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	適用件数	1, 791	1, 541	1, 309	1, 266	1, 275
	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30							
	適用件数	1, 791	1, 541	1, 309	1, 266	1, 275							
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	信用保証制度は、中小企業者等の資金調達にとって大きな役割を果たしている制度である。 中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には、本特例措置によって利用負担が軽減され、資金調達の円滑化が図られており、今後も、中小企業者等の資金需要に対応していくためには、本税制措置の延長が必要。 本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業者等の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。 ＜信用創造効果（$\div$担保設定額＝納付額$\div$税率）＞ <table><tr><td></td><td>納 付 額 (百万円)</td><td>担 保 設 定 額 (億円)</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>46</td><td>306</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>42</td><td>283</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>44</td><td>292</td></tr></table> ※納付額（出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」）から経済産業省推計。 ※本特例措置の多くを占める不動産登記の税率 [1.5/1000] で推計		納 付 額 (百万円)	担 保 設 定 額 (億円)	平成 28 年度	46	306	平成 29 年度	42	283	平成 30 年度	44	292
	納 付 額 (百万円)	担 保 設 定 額 (億円)											
平成 28 年度	46	306											
平成 29 年度	42	283											
平成 30 年度	44	292											
前回要望時の達成目標	有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担をできる限り軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。												

	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、信用保証制度を利用する際に担保を提供する中小企業者等の課税負担を軽減しており、必要資金借入時の資金調達コストを低減し、もって、資金調達環境の改善がなされている。 ※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用保証制度の利用負担を一定程度軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。
これまでの要望経緯		・昭和 46 年度に創設 ・以後 2 年ごとに適用期限を延長 ・平成 23 年度に軽減率縮減 （担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減） ・以後 2 年ごとに適用期限を延長 （直近は平成 31 年度（令和 3 年 3 月 31 日まで））

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部金融課、経営支援部経営支援課）

項 目 名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長		
税 目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 2 項第 2 号・第 4 号・第 6 号）		
要望の内容	【株式会社日本政策金融公庫、法律施行令第 37 条第 1 項第 3 号にいう支援事業者及び第 5 号にいう指定金融機関に係る措置】 （措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等 （措置内容） 株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、東日本大震災復興特別会計が、復興・創生期間後の当面 5 年間（令和 7 年度まで）継続されることを踏まえ、当該適用期限を 5 年間（令和 7 年度まで）延長することを要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うこと等で、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。 (2) 施策の必要性 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、産業復興の加速化として、「製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である」等とされており、復興庁の設置が 10 年間延長されたところ。 東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に応えていく必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性		中小企業・地域経済 福島・震災復興 ○ 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針〔令和元年12月20日閣議決定〕 I. これまでの復興施策の総括 1. 各分野における取組の総括 (3) 産業・生業の再生 ① 産業復興の加速化 (今後の課題) ・製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である。 ・中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金による支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、支援の申請・運用期限の延長を含め、適切な見直しが必要である。 II. 「復興・創生期間」後の基本方針 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 地震・津波被災地域 ⑤産業・生業 ・中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。 (2) 原子力災害被災地域 ⑤事業者・農林漁業者の再建 ・また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。(指標：貸付実績)
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等の資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与している。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	○令和3年度適用件数見込み 40件／事業年度(中小企業事業) 43件／事業年度(被災中小企業施設・設備支援事業等)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○令和3年度減収見込額 2.4百万円／事業年度(中小企業事業) 2.3百万円／事業年度(被災中小企業施設・設備支援事業等)

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①令和3年度予算要求（経産省計上分） （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：1,000,000千円 （一般会計） ・危機対応円滑化業務補助金：81,635千円 ②令和3年度予算要求 ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）：12,901,817千円																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。 また、上記②の予算上の措置は、被災事業者の施設・設備の復旧にあたり3/4を補助するものであり、被災中小企業施設・設備支援事業は当該補助事業の自己負担分に係る貸付となっている。																																				
	要望の措置の妥当性	当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○平成23年3月11日以降の減収額（推計） 減収額（推計） （単位：件・百万円） <table><tr><td></td><td>H23年度</td><td>H24年度</td><td>H25年度</td><td>H26年度</td><td>H27年度</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>6,513</td><td>2,449</td><td>1,989</td><td>1,402</td><td>1,043</td></tr><tr><td>減収額</td><td>367</td><td>136</td><td>110</td><td>76</td><td>59</td></tr><tr><td></td><td>H28年度</td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R1年度</td><td>累計</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1,153</td><td>554</td><td>211</td><td>85</td><td>15,399</td></tr><tr><td>減収額</td><td>66</td><td>30</td><td>11</td><td>4</td><td>857</td></tr></table> （※1）日本政策金融公庫中小企業事業、商工中金及び支援事業者に係るものの合計額 （※2）H23年度実績には、H23年3月11～3月末までの実績を含む。		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	適用件数	6,513	2,449	1,989	1,402	1,043	減収額	367	136	110	76	59		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計	適用件数	1,153	554	211	85	15,399	減収額	66	30	11	4	857
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																
	適用件数	6,513	2,449	1,989	1,402	1,043																																
減収額	367	136	110	76	59																																	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計																																	
適用件数	1,153	554	211	85	15,399																																	
減収額	66	30	11	4	857																																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																					
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。																																					

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。当初から令和 3 年 3 月末が期限となっており、今回初めて延長の要望を行うもの。

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部企画課)

項 目 名	所得拡大促進税制の見直し及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条の 5 の 4、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 12 の 5、第 68 条の 15 の 6、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5、第 39 条の 47）		
要 望 の 内 容	【制度の概要（現行の要件）】 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の 15%（③及び④の要件を満たすときは 25%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。 ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の 101.5%以上であること ③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の 102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前 1 年の教育訓練費の額の 110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと 【要望の内容】経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。 そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (▲197,800 百万円) —	
延 新 長 設 を ・ 必 要 と す は る 理 由	(1) 政策目的 賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図る。 (2) 施策の必要性 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。 そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、地域の中小企業等での人材育成を促進し、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 づ け	中小企業・地域経済 事業環境整備 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抜粋） 第 2 章 1.（4）消費など国内需要の喚起 個人消費の回復に当たっては、様々な支援策の迅速な実行を通じて雇用と生活を守り抜くこと、そして検査体制の拡充や早期のワクチン・治療薬の開発・普及等を通じて感染リスクに対する国民の不安払拭に努めることに加え、ポストコロナ時代に向けて、デジタル化・リモート化の加速等を通じた生産性の向上と賃金上昇の下での自律的な消費拡大という好循環の実現が見通せるまでの間、政策的な需要の下支えを継続する。 第 3 章 4.（2）所得向上策の推進、格差拡大の防止 ② 最低賃金の引上げ 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持する。 他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。 ○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）（抜粋） （抜粋） ＜経済の現状＞ 我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。 （中略） こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。
		政 策 の 達 成 目 標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現
		租税特別措置の適用又は延長期間	計画的・持続的な所得拡大の環境を実現する観点から、適用期間を令和 4 年度末まで延長する等の措置を講ずる。
		同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現

政策目標の
達成状況

本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。

○賃上げの推進

※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査）

年	平成 26	27	28	29	30	令和元
賃上げ率（％）	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率（％）	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%

○雇用の確保

※就業者（総務省 労働力調査）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
就業者（万人）	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724

年度	平成 22	23	24	25
就業者（万人）	6,298	6,293	6,280	6,326

○個人の所得水準の改善

※平均給与（国税庁 民間給与実態統計調査）

年度	平成 26	27	28	29	30
平均給与（万円）	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716

年度	平成 22	23	24	25
平均給与（万円）	3,547	3,583	3,521	3,595

※雇用者報酬（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30
雇用者報酬（兆円）	261	265	271	276	285

年度	平成 22	23	24	25
雇用者報酬（兆円）	253	255	254	256

○消費拡大

※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
家計最終消費（兆円）	242	243	241	245	247	246

年度	平成 22	23	24	25
家計最終消費（兆円）	232	233	234	243

	有効性	要望の措置の適用見込み	○令和3年度適用件数見込み 121,977件／事業年度 ○令和4年度適用件数見込み 133,443件／事業年度
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○経済波及効果 ・令和3年度減収見込額 1,952 億円 ↓ ・本税制によるマクロの所得増加額 5,114 億円 (令和3年度減収見込額 1,952 億円÷控除率 15%×本税制が賃上げ実施のきっかけとなったと回答した企業割合 39.3% (※令和元年度企業の雇状況等調査)) ※内閣府において、本税制の効果により平成26年度から平成29年度の4年間で、マクロで1.46兆円相当の賃金引き上げ効果があったとの試算。(内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料より) 図表2 賃金・所得関連施策の効果 2013～2016年度 (備考) 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)による推計。なお、①は最低賃金の引き上げがパートタイム労働者の平均賃金を押し上げる効果を推計し、パートタイム労働者の平均賃金、年間労働時間及び常用雇用者数を用いて、マクロの増加額を算出。②は当該税制の適用額・減収見込み額及び税額控除率から、本税制の適用対象となった給与等支給増加額を求め、アンケート調査を利用し、当該税制が「賃上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業の割合を乗じて算出。③は、保育士・介護職員については、一人当たり処遇改善額にそれぞれの人数を乗じて算出。2016年度の賃金・俸給は総雇用者所得の16年12月のまでの伸びを用いて、その他の数値は政府経済見通しの数値により延伸した。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出す他の支援措置として、地方拠点強化税制(のうち雇用促進税制)がある。雇用促進税制の目的は、地方における本社機能の拡充や、東京等からの本社移転に併せた雇用の場の創出であり、地方創生・地方都市間格差の是正の役割を担っている。 一方、本租税措置の目的は、雇用者の所得の拡大を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現であり、役割が異なる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績		○適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） 平成 28 年度 99,134 件（95,347 件） 平成 29 年度 120,977 件（117,332 件） 平成 30 年度 131,201 件（128,358 件） ※旧税制に係る部分（101,842 件） ※現行税制に係る部分（26,516 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ○減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） 平成 28 年度 3,184 億円（1,303 億円） 平成 29 年度 3,849 億円（1,815 億円） 平成 30 年度 3,525 億円（1,978 億円） ※旧税制に係る部分（1,573 億円） ※現行税制に係る部分（405 億円） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項 42 条の 12 の 5、68 条の 15 の 6 適用件数（平成 30 年度） 131,201 件（うち、資本金 1 億円以下の法人分 128,358 件） 適用額（平成 30 年度） 3,525 億円（うち、資本金 1 億円以下の法人分 1,978 億円）
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)		本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。
	前回要望時 の達成目標		個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由		本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われ、平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。 一方で、足元では新型コロナウイルスの影響により、中小企業の経営環境が悪化。賃上げはおろか雇用の維持への懸念も広がっており、これまで景気の回復を支えてきた内需のうち、個人消費も停滞に陥っており、経済の好循環の実現には至っていない。
	これまでの 要 望 経 緯		平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃）

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室）

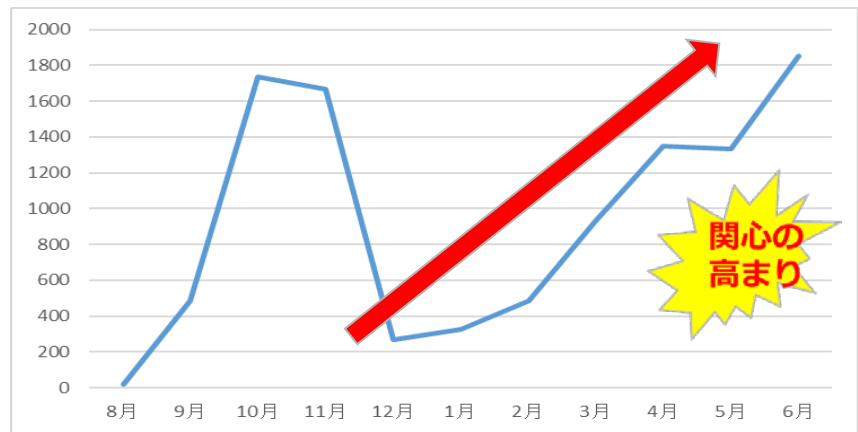
項 目 名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2、第 68 条の 20 租税特別措置法施行令第 28 条の 5、第 39 条の 52		
要 望 の 内 容	豪雨災害や台風等の昨今の激化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象を拡充するとともに、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲84 百万円 (ー 百万円) (ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国では、近年、全国各地で自然災害が頻発しており、多くの中小企業が被災している。とりわけ今年は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクも顕在化しており、こうした自然災害等のリスクは、個々の事業者だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、中小企業の自然災害等への事前の対策への取組を促進する必要がある。 しかしながら、従来から自然災害等への備えとして、BCP（事業継続計画）の普及啓発を行っているが、「ノウハウがない」、「どのように策定してよいか分からない」との声が多く、中小企業の経営者から聞かれており、BCP の策定が進まなかった背景がある。 そこで経済産業省では、令和元年 7 月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）」を施行し、中小企業等経営強化法において、中小企業が策定した防災・減災対策にかかる実行性のある取組を「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する制度を創設した。令和 2 年 6 月末日までで、10,000 件を超える計画を認定している。 事業継続力強化計画は、中小企業が自社の自然災害等のリスクを認識し、防災・減災対策の第一歩目として取り組むために、必要な項目を盛り込んだものである。従来の BCP と比較して、より実行性のある取組とするため、簡潔な計画となっており、地域のサプライチェーンの中核を担う企業をはじめ、多くの中小企業に取り組むことにより、自然災害等の発生時における中小企業の事業の継続が可能となることを目的とする。 (2) 施策の必要性 今後も襲来が予想される地震、台風、豪雨などの自然災害に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛んでいる状況であり、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは喫緊の課題である。 こうした状況を踏まえ、中小企業の自然災害等に対する実行性のある取組を支援することが必要である。中小企業による防災・減災への取組を後押しするために、自社の立地条件等に則した防災・減災に資する設備投資を促すことが重要であることから、引き続き、本税制により支援する必要がある。 加えて、近年毎年の様に発生している台風や豪雨等による大規模な洪水や自然災害から二次的に発生する停電、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを踏まえ、頻発する自然災害や感染症禍での事業継続に対する事前対策を強化するため、本税制の対象設備を拡充する必要がある。		
	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進
租税特別措置の適用又は延長期間			令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
同上の期間中の達成目標			中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進

中小企業強靱化法の施行（令和元年 7 月）以降、令和 2 年 6 月末までに 10,000 件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組への関心は確実に高まっている。

更に、防災・減災設備投資を通じた実行性のある事業継続力強化計画の認定も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運も高まっている。

(件) 【事業継続力強化計画の認定状況】

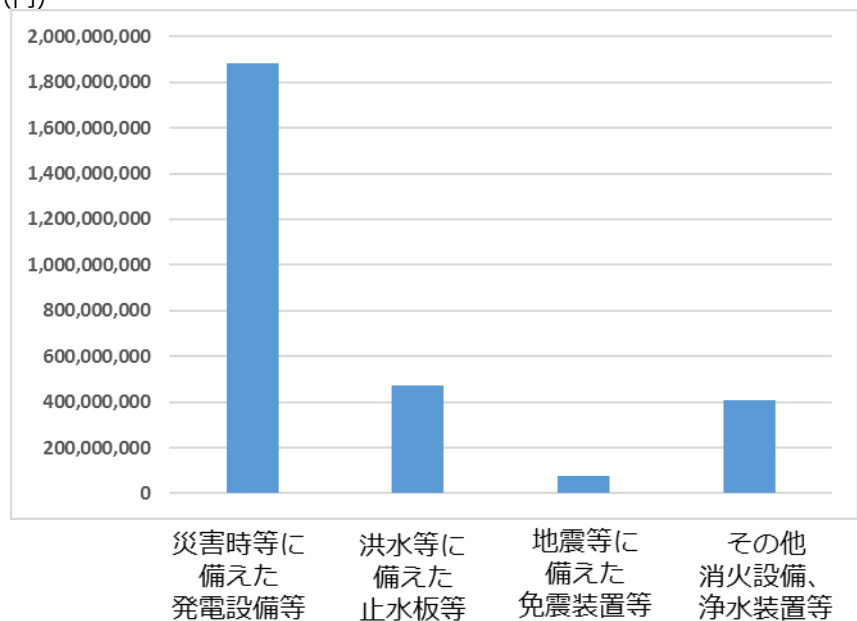


(令和元年 7 月から令和 2 年 6 月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成)

【本税制を活用した防災・減災関連の設備投資の状況】

令和元年 9 月から令和 2 年 3 月（7 ヶ月間）における本税制を活用した設備投資額は、約 18.2 億円であり、令和 2 年 4 月から 6 月（3 ヶ月間）における設備投資額は、約 10.2 億円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資のニーズが顕在化している。

(円)



(令和元年 7 月から令和 2 年 6 月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成)

政策目標の
達成状況

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 600 令和4年度 720 ※令和元年7月から令和2年6月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」から推計。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実行性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能としている。更に、設備を一定要件の下、明示的に限定することで、確実に防災・減災対策に資する設備投資の導入を促進すべく、制度設計がなされているものである。 令和元年7月に本税制の適用が開始されてからまだ間もなく、中小企業の設備投資の意思決定には時間がかかる点や、中小企業が行う豪雨災害などの自然災害、新型コロナウイルス感染症への事前対策の強化は、今後も喫緊の課題である点を踏まえ、本税制の対象に豪雨災害などの自然災害等を踏まえた設備を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実行性のある事前対策を促進できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実行性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能としている。更に、設備を一定要件の下、明示的に限定することで確実に防災・減災対策に資する設備投資の導入を促進すべく、制度設計がなされている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和元年度:210 者(適用法人数) 【減収額】 令和元年度:0.85 億円 ※令和元年度に創設された税制であるため、「租税特別措置の適用実態調査」に基づく実績なし。令和元年 7 月から令和 2 年 6 月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」に基づき中小企業庁が記載。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制を活用し、防災・減災設備の導入を行った事業者に対してヒアリングを実施したところ、まだ当該設備の活用に至った事例は少ないが、令和 2 年 7 月豪雨の際にも、計画の策定等を通じて事前対策の有効性を実感したとの声があった。今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設(適用期限は令和 2 年度末まで)

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課・企業行動課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置の検討		
税 目	－		
要 望 の 内 容	新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆なビジネスモデルや産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置について、新たな措置の新設や既存の措置の見直しも含め、幅広く検討を行う。		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－	百万円)
	(改正増減収額)	(－	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	本年4-6月期GDPの1次速報によれば、実質GDPは前期比7.8%減、年率換算で27.8%減となっており、リーマンショックの影響を受けた2009年1-3月期を超える過去最大の減少率となるなど、新型コロナウイルス感染症による日本企業への影響は甚大なものとなっている。		
	一方で、海外では、既にDX（デジタルトランスフォーメーション）を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。		

日本企業の中には、With/Post コロナを見据え、「新たな日常」に対応した新商品・サービスの開発やDXの推進など、企業戦略を見直す動きが見られるものの、今回の新型コロナウイルス感染症による影響など、経済社会情勢の変化はこれまで以上に事業者にとって予見し難く不確実性の高いものとなっている。
こうした足下の状況を踏まえれば、我が国企業が不確実性の高い「新たな日常」に適応するために行う一定の経営上のリスクを伴う取組を進めていくことについて、政府として、法律改正や予算・金融措置等と合わせたパッケージの一部として税制措置を講じ、もって日本企業の事業活動を継続する能力を高めることは、我が国の産業競争力の維持・強化の観点から必要である。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 技術革新 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～ (令和2年7月17日閣議決定) 第3章 「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール） デジタル化の推進は、日本が抱えてきた多くの課題解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体の DX が「新たな日常」の原動力となる。デジタル化の遅れや課題を徹底して検証・分析し、この1年を集中改革期間として、改革を強化・加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理する。 (2) デジタルトランスフォーメーションの推進 Society5.0 の実現を目指してきた従来の取組を一步も二歩も進め、「新たな日常」の定着・加速に向け、各種支援や規制改革等を通じ、地域を含む社会全体の DX の実装を加速する。企業の DX に関する取組を促すため、経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして 2020 年度中に策定し、その普及を図る。大企業と中小企業間の取引のデジタル化や IoT、AI 等の活用による物流の最適化・効率化など、サプライチェーンにおけるデジタル化や AI、ロボットの導入を推進する。新しい生活様式を新たなビジネスチャンスとすべく、EC 販売の拡大など、非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援する。地理空間（G 空間）情報の高度活用や衛星データの利用拡大を図る。（後略） 3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上 (前略) デジタル化等の課題への対応により社会変革を牽引し、Society5.0 を世界に先駆けて実現するため、リーマンショック後の投資停滞を繰り返さないよう、新たな時代を切り拓き、真に社会と共にある科学技術・イノベーションを強力かつ戦略的に推進する。 (2) 科学技術・イノベーションの加速 (前略) また、官民連携による戦略的な研究開発投資について、企業による外部研究資源の活用や目利き人材によるマッチングなどの取組の支援、官民連携主体の外部化の検討、スタートアップ企業への投資促進支援、大企業とスタートアップ企業の契約適正化やスピノフを含む事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組を推進する。（後略） 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築 感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。（後略）
---------------------	------------	--------------------------	--

○成長戦略実行計画（令和２年７月１７日閣議決定）

第９章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応
２．今後の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じ、これまでの、
①一極・大都市集中で、デジタルトランスフォーメーション（DX）が遅れ、距離が意味を持つ経済社会、②特定の場所で問題が起これば全てのサプライチェーンが崩壊するような、短視眼で極限まで無駄がない経済社会、が問われている。

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念としては、

- ①新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会像、
- ②変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った社会像、
- ③企業も眼前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像、
- ④脱炭素社会・循環経済の実現も含め、持続可能性を持った社会像、

の設計が求められている。

このため、例えば、以下の項目について、今後、検討を行う。

（５）産業再生・事業再構築

①産業構造の変化

- ・ビジネスモデルの変化、産業構造の変化への対応
- ・特定の場所・国に依存しない、危機時に柔軟に対応できるサプライネットの構築

②オープン・イノベーションの促進

- ・スタートアップ企業との連携など、オープン・イノベーションを通じた大企業の事業変革
- ・無形資産への投資

○統合イノベーション戦略 2020（令和２年７月１７日閣議決定）

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による我が国の難局への対応

第２章 具体的施策

３．デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進と強靱で持続可能な社会・経済構造の構築～反転攻勢と社会変革～
今般、社会生活の多くの側面で変更が強いられ、その過程において、我が国のデジタル化の遅れや社会システムの脆弱性が露呈した。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行以前と全く同様な状況に戻るわけではなく、新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした社会が継続する可能性が高い。しかしながら、リスクを最小化しつつ、一方で生産性の向上を図り、また人と人の豊かなつながりが維持される、ニュー・ノーマルとも言えるべき新しい日常を導入・実現していくことは可能であり、その大きな鍵がコミュニケーションや社会の有り様を大きく変革する可能性を持つデジタル・トランスフォーメーション（DX）である。

また、強靱で持続可能な社会・経済構造を構築していくためには、DXの推進とともに、脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計が求められている。

この困難を大きな契機として捉え、ニュー・ノーマルへの適用を果たすとともに、反転攻勢と社会変革に向けて、教育、研究、農業等のあらゆる業の非接触化や宇宙などの新たなデータ利用を推進するDXや、強靱で持続可能な社会・経済構造の構築を科学技術・イノベーションの力により進める必要がある。

		政 策 の 達成目標	—
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課）

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 68 条の 9、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、第 39 条の 39、 租税特別措置法施行規則第 20 条、第 22 条の 23）		
要 望 の 内 容	我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行う。 ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等） ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） 等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲48,745 百万円 （▲621,600 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（平成 30 年度：19.5 兆円）の約 7 割（同：14.2 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第 1 位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成 21 年度に韓国に抜かれ、主要国中第 2 位であった民間の研究開発投資額でも平成 22 年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

特に近年、GAFAM（Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft）、BATJ（バイドウ、アリババ、テンセント、JD）、アジア半導体メーカーを中心に、潤沢なキャッシュフローを元手に、莫大な研究開発投資を継続しているが、対照的に日本企業の研究開発投資は伸び悩んでいる。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

特に、近年は、第四次産業革命の進展に伴い、デジタル領域を中心に、研究開発が必要な領域は広がり、必要な研究開発投資の量も増大している。デジタル空間における研究開発は、GAFAM 等のデジタルプラットフォーマーが覇権を握ったが、今後は、製造現場、販売現場等のリアルなデータを個別産業において活用し、社会実装していくことが重要。この領域における競争に勝てるかどうか、日本経済が成長の軌道に乗れるかどうかの分水嶺になる。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大による経済停滞により、企業収益が低迷する中であっても、大胆な研究開発投資を行い、リアルデータ・AI を活用してビジネスモデルの転換を図り、DX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進する企業を後押しすることが重要。

しかし、現行の研究開発税制では、一定の控除上限により足下の研究開発投資を増加させることに対するインセンティブが限定的であること、リアルデータ・AI を活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為が現行の税制対象になっていない等の制度的課題が存在。我が国企業の競争力を維持・拡充していくためにも、早急に是正が必要である。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 技術革新 ○統合イノベーション戦略 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第Ⅲ部 各論 第 3 章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ・政府研究開発投資目標（対 GDP 比 1%（第 5 期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対 GDP 比 4%以上）の達成 ＜民間研究開発投資の促進＞ ○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI 等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進 ～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化や AI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～ 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 ～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～ ○成長戦略フォローアップ[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 ア) 企業発オープン・イノベーションの促進 ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。 ○Beyond 5G 推進戦略 ―6G へのロードマップ―[令和 2 年 6 月 30 日総務省] 4. Beyond 5G 推進戦略 4-2. 研究開発戦略 (3) 具体的な施策 (研究開発税制による支援)
---------------------	------------	--------------------------	---

			国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。
		政策の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
		租税特別措置の適用又は延長期間	○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等） （以上、適用期限の定めなし） ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み （以上、令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間））
		同上の期間中の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
		政策目標の達成状況	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
	有効性	要望の措置の適用見込み	○令和 3 年度適用件数見込み ・総額型 3,625 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 596 件／事業年度
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	経済波及効果の試算 （総額型、オープンイノベーション型） ・平成 30 年度減収額 5,858 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・平成 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間に及ぼす ①GDP 押し上げ効果：9 兆 2,600 億円 ②雇用創出効果：約 115.9 万人 ③税収効果：約 1 兆 9,012 億円 （中小企業技術基盤強化税制） ・令和 30 年度減収見込額 357 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・令和 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間に及ぼす ①GDP 押し上げ効果：1 兆 1,930 億円 ②雇用創出効果：約 14.9 万人 ③税収効果：約 2,450 億円 （出典：経済産業省「令和元年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」）

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われており、量的には日本よりも多い国も存在。 民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2015） <table><tr><td></td><td>研究開発税制</td><td>補助金等</td><td>合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>4.66%</td><td>1.17%</td><td>5.83%</td></tr><tr><td>米国</td><td>3.56%</td><td>9.17%</td><td>12.73%</td></tr><tr><td>英国</td><td>11.76%</td><td>9.04%</td><td>20.80%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.00%</td><td>3.50%</td><td>3.50%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.35%</td><td>7.60%</td><td>26.95%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.51%</td><td>5.20%</td><td>10.71%</td></tr><tr><td>中国</td><td>3.78%</td><td>4.41%</td><td>8.19%</td></tr><tr><td>7カ国平均</td><td>4.48%</td><td>5.90%</td><td>10.12%</td></tr></table> （出典：OECD Main Science and Technology Indicators） ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act(RAA)を2019年可決、2020年1月から施行。		研究開発税制	補助金等	合 計	日本	4.66%	1.17%	5.83%	米国	3.56%	9.17%	12.73%	英国	11.76%	9.04%	20.80%	独国	0.00%	3.50%	3.50%	仏国	19.35%	7.60%	26.95%	韓国	5.51%	5.20%	10.71%	中国	3.78%	4.41%	8.19%	7カ国平均	4.48%	5.90%
	研究開発税制	補助金等	合 計																																		
日本	4.66%	1.17%	5.83%																																		
米国	3.56%	9.17%	12.73%																																		
英国	11.76%	9.04%	20.80%																																		
独国	0.00%	3.50%	3.50%																																		
仏国	19.35%	7.60%	26.95%																																		
韓国	5.51%	5.20%	10.71%																																		
中国	3.78%	4.41%	8.19%																																		
7カ国平均	4.48%	5.90%	10.12%																																		
	要望の措置の妥当性	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。 こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。 なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。																																			

			また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <総額型> 平成 28 年度 4,939 億円（48 億円） 平成 29 年度 6,102 億円（64 億円） 平成 30 年度 5,751 億円（57 億円） <中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 260 億円（257 億円） 平成 29 年度 297 億円（296 億円） 平成 30 年度 357 億円（357 億円） <高水準型> 平成 28 年度 45 億円（0.8 億円） 平成 29 年度 39 億円（0.8 億円） 平成 30 年度 23 億円（1.2 億円） <オープンイノベーション型> 平成 28 年度 42 億円（1.6 億円） 平成 29 年度 81 億円（1.8 億円） 平成 30 年度 84 億円（3.7 億円） ② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <総額型> 平成 28 年度 3,568 法人（781 法人） 平成 29 年度 4,102 法人（1,186 法人） 平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人） <中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 5,320 法人（5,302 法人） 平成 29 年度 5,411 法人（5,391 法人） 平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人） <高水準型> 平成 28 年度 150 法人（102 法人） 平成 29 年度 147 法人（108 法人） 平成 30 年度 149 法人（110 法人） <オープンイノベーション型> 平成 28 年度 397 法人（189 法人） 平成 29 年度 503 法人（234 法人） 平成 30 年度 580 法人（283 法人） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※前回要望時（令和元年度税制改正要望時）における平成 29 年度、平成 30 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4、42 条の 4 の 2、68 条の 9、68 条の 9 の 2 ② 平成 30 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） （1）総額型：3,822 法人（1,017 法人） （2）中小企業技術基盤強化税制：5,690 法人（5,674 法人） （3）高水準型：149 法人（110 法人） （4）オープンイノベーション型：580 法人（283 法人） ③ 平成 30 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の法人分） （1）総額型：5,751 億円（57 億円） （2）中小企業技術基盤強化税制：357 億円（357 億円） （3）高水準型：23 億円（1.2 億円）	

		(4) オープンイノベーション型：84 億円 (3.7 億円)
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の研究開発費の推移 (うち、資本金 1 億円未満の企業分) 平成 24 年度 121,705 億円 (3,409 億円) 平成 25 年度 126,920 億円 (3,491 億円) 平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時の達成目標	民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 30 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.60%となっている (総務省「科学技術研究調査」)
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加) 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額 (特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと

		し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度(総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。
		売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置(22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(25 年度末まで)。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26 年度末まで)
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長(28 年度末まで)
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度(0I 型)をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、0I 型 5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。
		0I 型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
	縮減	繰越控除制度の廃止。

	平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。 延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。 令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
--	--

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課）

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 10、第 68 条の 94、租税特別措置法施行令第 39 条の 21、第 39 条の 121）		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ ▲100 百万円）	
	（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。 (2) 施策の必要性 成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるイノベーション・エコシステムへの広範な影響から大学や民間企業の研究開発の停止や遅れが生じる懸念とともに、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要である旨指摘している。また、上述の状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現することを述べており、その具体的方策のひとつとして、技術研究組合（CIP）を活用した外部連携の促進を掲げている。 技術研究組合は、複数の企業、大学、研究機関等による共同研究を目的とする法人である。技術研究組合は、法人格を持つ安定的な試験研究環境であることから、中長期の視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、また、比較的短期間で組成できるという意義、メリットがある。 また、技術研究組合は、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要な費用を賦課金として組合員が負担しているが、早期かつ単年度で、研究開発設備への多額の投資等を行うケースが多い。技術研究組合制度の活用促進に向けて、技術研究組合の事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援するとともに、他の法人形態との税制上のイコールフッティングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 技術革新 ■成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 4. オープン・イノベーションの推進 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv）自律的なイノベーション・エコシステムの構築 ①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 イ）産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化 ・技術研究組合（CIP）の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。 ■統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定） 第Ⅲ部 各論 第2章 知の創造 （1）価値創造の源泉となる研究力の強化（若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等） ②目標達成に向けた施策・対応策 ＜ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）＞ 《オープンイノベーションの推進》 ○CIP（技術研究組合）の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020年4月に改訂された、「CIP（技術研究組合）の設立・運営等ガイドライン」により、CIPの設立手続・運営に係る事項の明確化を実施する。2021年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続の簡素化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。 第3章 知の社会実装 （3）政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ・政府研究開発投資目標（対GDP比1%（第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対GDP比4%以上）の達成 研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対GDP比4%以上とする政府目標に寄与すること。 政府は、統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）において、「先進技術を含めた新たな技術の積極的活用、イノベーションの創出を促す制度整備、その阻害要因となっている規制の改革等、政府事業・制度等におけるイノベーション化が恒常的に行われる仕組み」の構築を目指すべき将来像とし、官民研究開発投資目標を対GDP比4%以上の達成目標を掲げている。 また、同戦略では、国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、産学官の人材流動を促進し、多様で優れた人材が我が国に集い、本格的な共同研究を多数実現することを目指している。 技術研究組合は、成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むための法人である。以上を踏まえ、官民研究開発投資目標（対GDP比4%以上）の達成及びその維持に向け、技術研究組合を活用した共同研究開発の拡大を目指す。
		政策の達成目標	

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日(3 年間)																										
		同上の期間中の達成目標	研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。																										
	政策目標の達成状況	○全組合の事業費 事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した（それぞれ、6.8%、15.3%増）。令和 2 年度は前年度比で減少（－17.1%）となる見込みであるが、前回要望時（平成 29 年度）と比すると増加している。 <table><tr><th>区分</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th><th>令和 2 年度（見込み）</th></tr><tr><td>事業費（百万円）</td><td>40,517</td><td>43,449</td><td>46,392</td><td>53,485</td><td>44,342</td></tr><tr><td>組合数</td><td>60</td><td>56</td><td>57</td><td>60</td><td>59</td></tr><tr><td>対前年度伸び率</td><td>－</td><td>7.2%</td><td>6.8%</td><td>15.3%</td><td>－17.1%</td></tr></table> ※平成 28～令和元年度は令和 2 年 4 月までに設立された全組合について経産省調査（令和 2 年 4 月～6 月実施）を基に算出。 ※平成 28 年度の対前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合以外の事業費データがないため、算出不可。 ※令和 2 年度は、経産省調査及び令和 2 年度設立者及び設立予定者からのヒアリングを基に算出。					区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度（見込み）	事業費（百万円）	40,517	43,449	46,392	53,485	44,342	組合数	60	56	57	60	59	対前年度伸び率	－	7.2%	6.8%	15.3%
区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度（見込み）																								
事業費（百万円）	40,517	43,449	46,392	53,485	44,342																								
組合数	60	56	57	60	59																								
対前年度伸び率	－	7.2%	6.8%	15.3%	－17.1%																								
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用件数の見込み <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">（参考）過去の実績</th><th rowspan="2">令和 2 年度（見込み）</th></tr><tr><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>15</td><td>10</td><td>15</td><td>13</td><td>14</td></tr></table> ※平成 28～30 年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ※令和元年度、令和 2 年度については、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。					区分	（参考）過去の実績				令和 2 年度（見込み）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	適用件数（組合数）	15	10	15	13	14							
	区分	（参考）過去の実績				令和 2 年度（見込み）																							
平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																									
適用件数（組合数）	15	10	15	13	14																								
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。 令和 2 年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数（23）は、アンケート対象組合数（61）の 1/3 を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった 13 組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は 6 組合であった。																											

			上記より、圧縮記帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。 また、本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果は、本税制による減収額の約 4.12 倍※となる。 ※令和 2 年度経産省調査における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。
		要望の措置の妥当性	平成21年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われて10年が経過したが、昨年来、未来投資会議や産業構造審議会において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がされている。本指摘を踏まえ新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ、今後、技術研究組合制度の更なる利活用が期待される。技術研究組合の試験研究の対象範囲は産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることは妥当である。 また、技術研究組合と同様の非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上（法人税法第46条）で、圧縮記帳税制が認められており、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットINGとなっている。また、出資制の法人は、構成員からの拠出金（資本金）が益金算入されないため、圧縮記帳税制がなくても課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるため、圧縮記帳税制がない場合当該拠出金に課税されてしまうことから、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットINGとなっている。
実績と効果に関する事項	これまでの租税特別措置の適用	租税特別措置の適用実績	前回要望時には、14 件（平成 29 年度見込み値）の適用を想定し、平成 29 年度の実績は 10 件であったが、平成 30 年度実績は 15 件、令和元年度実績は 13 件となっていることから、想定外に僅少ではない。 また、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されており、適用者が特定の者に偏っているということはない。

		<table><tr><th>区分</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th><th>令和 2 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>適用 件数</td><td>15</td><td>10</td><td>15</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>595</td><td>1,587</td><td>2,472</td><td>6,606</td><td>2,453</td></tr><tr><td>減収額 (百万円)</td><td>86</td><td>354</td><td>108</td><td>899</td><td>334</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">× 法人税率 23.4%</td><td colspan="3">× 法人税率 23.2%</td></tr></table> ※平成 28～30 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和元年度、令和 2 年度（見込み）は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき算出。 （減収額算定式） 適用額×法人税率×係数（0.586） 係数＝平成 28～30 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均）	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	適用 件数	15	10	15	13	14	適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606	2,453	減収額 (百万円)	86	354	108	899	334		× 法人税率 23.4%		× 法人税率 23.2%		
区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)																											
適用 件数	15	10	15	13	14																											
適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606	2,453																											
減収額 (百万円)	86	354	108	899	334																											
	× 法人税率 23.4%		× 法人税率 23.2%																													
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	① 租税特別措置法の条項 66 条の 10、68 条の 94 ② 適用件数： 15 件（30 年度） ③ 適用額： 2,472 百万円（30 年度）																														
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	上記「要望の措置の効果見込み（手段の有効性）」で述べたアンケートに鑑みれば、本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった。 上記「政策目標の達成状況」にも記載されている通り、事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した（それぞれ、6.8%、15.3%増）。令和 2 年度は前年度比で減少（－17.1%）となる見込みであるが、前回要望時（平成 29 年度）と比すると増加しており、今後も増加傾向で推移する見込み。 技術研究組合は、企業同士の協調や大学等との連携により、効率的、効果的に試験研究の成果を得ることが期待できる組織形態である。技術研究組合による共同研究を通じて事業化の見極めをするケースや、中長期で技術力の向上に取り組むケース等で活用されており、これらの試験研究における事業費の拠出が研究開発投資の増加に寄与している。																														
	前回要望時 の達成目標	研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。																														
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	技術研究組合の事業費は、前回要望時（平成 29 年度見込み、35,875 百万円）と比べて、増加している。 ここで、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費は増加傾向にあるが、政府研究開発投資目標（対 GDP 比 4%）を達成し、維持するためには、技術研究組合の利活用の促進が重要であり、本税制は必要不可欠である。																														

これまでの 要望経緯	昭和 36 年度	創設
	昭和 55 年度	適用期限設定（5 年間）
	昭和 60 年度	適用期限延長（2 年間）
	昭和 62 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成元年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 3 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 5 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 7 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 9 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 11 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 13 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 15 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 17 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 19 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 21 年度	適用期限延長（2 年間）
	[平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]	
	平成 23 年度	適用期限延長（2 年間）
		試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外
	平成 25 年度	適用期限延長（2 年間）
	平成 27 年度	適用期限延長（3 年間）
		試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外
	平成 30 年度	適用期限延長（3 年間）

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2、第 68 条の 15 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条、第 39 条の 46 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9、第 22 条の 31		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲106,300 百万円） （— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業者等を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 （4）消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前

			向きな投資を強力に後押しする。
	政策の達成目標		中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	租税特別措置の適用又は延長期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標		中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	政策目標の達成状況		中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 【設備投資額の推移】 単位：億円 45,000 40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 リーマンショック （平成20年9月） I III I III I III I III I III I III I III I III I III I H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 （出所）「法人企業統計」（財務省）
	要望の措置の適用見込み		（適用期間内における適用事業者数） 令和 3 年度 24,601 令和 4 年度 24,650 ※平成 30 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備

			投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和 2 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 平成 29 年度:14,143 件 平成 30 年度:26,469 件 【減収額】 平成 29 年度: 619 億円 平成 30 年度:1,063 億円
		租特透明化法に基づく適用実態	租税特別措置法の条項: 第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数: (特別償却) 18,613 件 (税額控除) 7,856 件 適用額: (特別償却) 6,083 億円

	調 査 結 果	(税額控除) 141 億円 ※平成 30 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって半数以上の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。
	前回要望時の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和元年度における中小企業者等の設備投資は 12 兆円(四半期で 3 兆円)となっている。 中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。
これまでの要望経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2、第 68 条の 11 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条、第 39 条の 41 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （▲57,300 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望に関連する事	合理性	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）																																																																																		
		同上の期間中の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度水準を維持する。																																																																																		
	政策目標の達成状況	中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 (%) 設備投資対キャッシュフロー率の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>比率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H21</td><td>71.8</td></tr><tr><td>H22</td><td>65.0</td></tr><tr><td>H23</td><td>55.0</td></tr><tr><td>H24</td><td>58.0</td></tr><tr><td>H25</td><td>55.0</td></tr><tr><td>H26</td><td>58.0</td></tr><tr><td>H27</td><td>55.0</td></tr><tr><td>H28</td><td>58.0</td></tr><tr><td>H29</td><td>55.0</td></tr><tr><td>H30</td><td>58.0</td></tr><tr><td>R1</td><td>55.0</td></tr><tr><td>R2</td><td>50.1</td></tr></tbody></table> 資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 (%) 設備投資実施割合の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H20</td><td>25.0</td></tr><tr><td>H21</td><td>20.0</td></tr><tr><td>H22</td><td>25.0</td></tr><tr><td>H23</td><td>25.0</td></tr><tr><td>H24</td><td>30.0</td></tr><tr><td>H25</td><td>35.0</td></tr><tr><td>H26</td><td>38.0</td></tr><tr><td>H27</td><td>38.0</td></tr><tr><td>H28</td><td>40.0</td></tr><tr><td>H29</td><td>40.0</td></tr><tr><td>H30</td><td>42.0</td></tr><tr><td>R1</td><td>40.0</td></tr><tr><td>R2</td><td>30.2</td></tr></tbody></table> 資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」 (DI、ポイント) 生産・営業用設備DIの推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>DI (ポイント)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H20</td><td>+5</td></tr><tr><td>H21</td><td>+20</td></tr><tr><td>H22</td><td>+15</td></tr><tr><td>H23</td><td>+10</td></tr><tr><td>H24</td><td>+5</td></tr><tr><td>H25</td><td>+5</td></tr><tr><td>H26</td><td>+5</td></tr><tr><td>H27</td><td>+5</td></tr><tr><td>H28</td><td>+5</td></tr><tr><td>H29</td><td>+5</td></tr><tr><td>H30</td><td>+5</td></tr><tr><td>R1</td><td>+5</td></tr><tr><td>R2</td><td>+8</td></tr></tbody></table> 資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注) 中小企業とは資本金2000万円以上1億円未満の企業をいう。		年度	比率 (%)	H21	71.8	H22	65.0	H23	55.0	H24	58.0	H25	55.0	H26	58.0	H27	55.0	H28	58.0	H29	55.0	H30	58.0	R1	55.0	R2	50.1	年度	割合 (%)	H20	25.0	H21	20.0	H22	25.0	H23	25.0	H24	30.0	H25	35.0	H26	38.0	H27	38.0	H28	40.0	H29	40.0	H30	42.0	R1	40.0	R2	30.2	年度	DI (ポイント)	H20	+5	H21	+20	H22	+15	H23	+10	H24	+5	H25	+5	H26	+5	H27	+5	H28	+5	H29	+5	H30	+5	R1	+5	R2	+8
年度	比率 (%)																																																																																				
H21	71.8																																																																																				
H22	65.0																																																																																				
H23	55.0																																																																																				
H24	58.0																																																																																				
H25	55.0																																																																																				
H26	58.0																																																																																				
H27	55.0																																																																																				
H28	58.0																																																																																				
H29	55.0																																																																																				
H30	58.0																																																																																				
R1	55.0																																																																																				
R2	50.1																																																																																				
年度	割合 (%)																																																																																				
H20	25.0																																																																																				
H21	20.0																																																																																				
H22	25.0																																																																																				
H23	25.0																																																																																				
H24	30.0																																																																																				
H25	35.0																																																																																				
H26	38.0																																																																																				
H27	38.0																																																																																				
H28	40.0																																																																																				
H29	40.0																																																																																				
H30	42.0																																																																																				
R1	40.0																																																																																				
R2	30.2																																																																																				
年度	DI (ポイント)																																																																																				
H20	+5																																																																																				
H21	+20																																																																																				
H22	+15																																																																																				
H23	+10																																																																																				
H24	+5																																																																																				
H25	+5																																																																																				
H26	+5																																																																																				
H27	+5																																																																																				
H28	+5																																																																																				
H29	+5																																																																																				
H30	+5																																																																																				
R1	+5																																																																																				
R2	+8																																																																																				

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 50,779 令和4年度 50,881 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対

			象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 平成28年度:73,705件 平成29年度:67,035件 平成30年度:54,634件 【減収額】 平成28年度:1,182億円 平成29年度:883億円 平成30年度:573億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項:第42条の6、第68条の11 適用件数:(特別償却)2,408件 (税額控除)186件 適用額:(特別償却)387億円 (税額控除)186億円 ※平成30年度の適用状況	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって半数以上の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。	
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。	
これまでの要望経緯			平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8^ト以上→3.5^ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上

	げ
平成18年度	2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）
平成20年度	2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長）
平成22年度	2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長）
平成24年度	2年間の延長（平成26年3月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成26年度	3年間の延長（平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成29年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月末までの適用期間の延長）
令和元年度	2年間の延長（令和3年3月末までの適用期間の延長）

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30		
要 望 の 内 容	適用期限を２年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （▲3,200 百万円） （ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等（以下「中小商業・サービス業等」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。 (2) 施策の必要性 地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。 そのような状況の中で、令和元年 10 月に消費税率が引上げられ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、中小商業・サービス業等の足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、収益・雇用は縮小し、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、設備投資を後押しし、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目指す。		
今回の要望に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
		政策の達成目標	中小商業・サービス業等における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	中小商業・サービス業等における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。

		中小商業・サービス業等の売上高 DI は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。 (DI,ポイント) 中小企業者の売上高DIの推移 資料：中小機構「中小企業景況調査」 (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 4,960 令和4年度 4,970 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が利用できる設備投資関連の他の税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。 中小企業投資促進税制は、主として機械装置等の投資促進を目的とした税制措置（商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ））となっている。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。 これらに対して、本税制は、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目的としている。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としており、対象設備は建物附属設備と器具備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 平成28年度:4,500件 平成29年度:5,136件 平成30年度:5,337件 【減収額】 平成28年度:21億円 平成29年度:32億円 平成30年度:32億円	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の3、第68条の15の4 適用件数：（特別償却）1,002件 （税額控除）4,335件 適用額：（特別償却）74億円 （税額控除）19億円 ※平成30年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。	
	前回要望時の達成目標	中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 2 年間の延長 (平成 31 年年 3 月末までの適用期間の延長) 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)	

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名		中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設		
税 目		所得税、法人税		
要 望 の 内 容	ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要。 この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、経営資源を集約化等（統合・再編等）させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能。 このため、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。			
	平年度の減収見込額		精査中	百万円
	（制度自体の減収額）		（	－ 百万円）
	（改正増減収額）		（	－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する。 (2) 施策の必要性 ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。 このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定） 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。										
今回の要望に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1279 335 1480"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="335 1279 1505 1480"> 中小企業・地域経済 事業環境整備 </td></tr> <tr> <td data-bbox="240 1480 335 1671"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="335 1480 1505 1671"> 地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="240 1671 335 1794"> 租税特別措置の適用又は延長期間 </td><td data-bbox="335 1671 1505 1794"> 令和 5 年 3 月 31 日まで </td></tr> <tr> <td data-bbox="240 1794 335 1962"> 同上の期間中の達成目標 </td><td data-bbox="335 1794 1505 1962"> 地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="240 1962 335 2045"> 政策目標の達成状況 </td><td data-bbox="335 1962 1505 2045"> — </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備	政策の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 3 月 31 日まで	同上の期間中の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。	政策目標の達成状況	—
政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備										
政策の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。										
租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 3 月 31 日まで										
同上の期間中の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。										
政策目標の達成状況	—										

	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の生産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 事業承継総合支援事業（令和３年度概算要求） ・ 事業承継・世代交代集中支援事業（令和３年度概算要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の経営資源の集約化等に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化等することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		要望の措置の妥当性	経営資源の集約化等を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

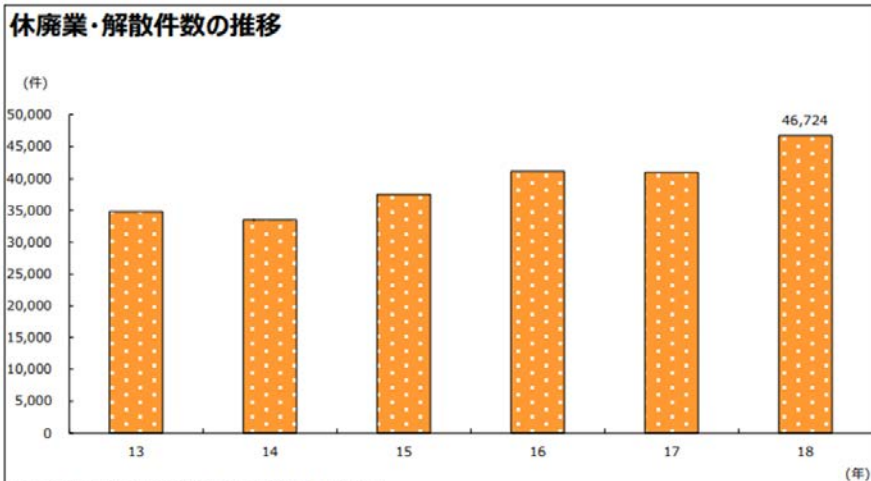
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の見直し		
税 目	相続税 贈与税 （租税特別措置法第７０条の６の８から第７０条の７の８まで、租税特別措置法施行令第４０条の７の８から第４０条の８の８まで、租税特別措置法施行規則第２３条の８の８から第２３条の１２の５まで）		
要 望 の 内 容	2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。こうした中で、平成 30 年度税制改正において、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度（事業承継税制）について、10 年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われたところ。また、令和元年度税制改正においても、手続きにおいて一定の添付書類を不要とする等、手続きの簡素化等が行われたところ。 また、令和元年度税制改正において青色申告を行っている個人事業者を対象に、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）が創設されたところ。 法人版事業承継税制については、中小企業経営者の高齢化を踏まえ、後継者の役員要件の緩和、その他の所要の見直しを行うことにより、制度のより一層の活用促進を図る。 個人版事業承継税制については、対象となる特定事業用資産の緩和、その他の所要の見直しを行うこと等により、制度の更なる活用促進を図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	－ 百万円 （ ▲62,000 百万円） （ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。 (2) 施策の必要性 2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。このように、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展を確保することが喫緊の課題となっている。 また、事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 事業環境整備	
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和 9 年末まで。 個人版事業承継税制 令和 10 年末まで。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。

		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継を促進することが必要不可欠。 休廃業・解散件数の推移 <table><caption>休廃業・解散件数の推移 (件)</caption><thead><tr><th>年</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>13</td><td>34,000</td></tr><tr><td>14</td><td>33,000</td></tr><tr><td>15</td><td>37,000</td></tr><tr><td>16</td><td>41,000</td></tr><tr><td>17</td><td>41,000</td></tr><tr><td>18</td><td>46,724</td></tr></tbody></table> 資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」 (注)1.休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成30年度税制改正における抜本拡充以来、特例承継計画の提出件数は7,186件（平成30年4月から令和2年7月の間の集計）となっており、事業承継に一定の貢献をしてきた。	年	件数	13	34,000	14	33,000	15	37,000	16	41,000	17	41,000	18	46,724
年	件数															
13	34,000															
14	33,000															
15	37,000															
16	41,000															
17	41,000															
18	46,724															
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み 約3,000件／年（平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用により一層の促進に繋がる。														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第69条の4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第9条の7）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ＜法律＞ ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 208件（平成31年3月末時点） 金融支援 144件（平成30年8月末時点） ＜予算措置＞ ・事業承継・世代交代集中支援事業（平成30年度補正予算（50億円））														

			・ 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（平成 31 年度当初予算（61.1 億円））
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		要望の措置の妥当性	平成 30 年度税制改正において各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われ、令和元年度税制改正においても認定申請時・各種報告時の手続きを見直し等が行われ、さらに個人版事業承継税制が創設されたが、更なる制度改善を行い本税制措置のより一層の活用促進を図る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<平成 30 年> 特例承継計画の申請件数：1,885 件 （平成 30 年 4 月 30 日～平成 30 年 12 月 31 日） <令和元年> 特例承継計画の申請件数：3,824 件 （平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日） <令和 2 年> 特例承継計画の申請件数：1,477 件 （令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
		前回要望時の達成目標	相続税・贈与税が負担となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業経営者について、税負担の軽減により円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
平成18年度改正	物納手続の改善
平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱)
平成21年度改正	平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
平成22年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等
平成23年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
平成25年度改正	親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等
平成27年度改正	猶予継続贈与による免除規定の設置
平成29年度改正	雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等
平成30年度改正	猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充
令和元年度改正	贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設
令和2年度改正	常時使用する従業員の定義の見直し

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 ）

項 目 名	特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長												
税 目	所得税、法人税												
要 望 の 内 容	（１）現行制度の概要 令和３年３月３１日までの期間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、資産の譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から１年以内にその事業の用に供する資産については、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができる。 <table><tr><td></td><td>譲渡資産</td><td>買換資産</td></tr><tr><td rowspan="2">①</td><td rowspan="2">被災区域（※１）である土地等</td><td>被災区域である土地等</td></tr><tr><td>被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内（※２、３）の土地等</td></tr><tr><td>②</td><td>被災区域である土地等以外の土地等</td><td>被災区域である土地等</td></tr></table> （※１）東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域 （※２）東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域である 227 市町村（東日本大震災特別区域法第４条第１項に規定する特定被災市町村）。 （※３）買換資産の所在が特定被災区域内であることを市町村が証明する書類の添付が必要。 注）特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。				譲渡資産	買換資産	①	被災区域（※１）である土地等	被災区域である土地等	被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内（※２、３）の土地等	②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等
		譲渡資産	買換資産										
	①	被災区域（※１）である土地等	被災区域である土地等										
			被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内（※２、３）の土地等										
	②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等										
（２）要望の内容 本特例措置の適用期限（令和３年３月３１日）を３年間延長し、令和６年３月３１日までとする。													
【関係条文】 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 12 条、第 19 条、第 27 条（買換えの場合） 第 20 条、第 28 条（特別勘定を設けた場合） 第 12 条、第 21 条、第 29 条（交換した場合）		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地震・津波被災地域では、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。 また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除くすべての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっており、今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。 (2) 施策の必要性 ① 事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R 元. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。 ② 面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 3 年度以降、約 288ha の供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和 2 年 7 月現在で約 8 割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月で約 7 割となっている。 このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間の延長を要望する。
今回の要望に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄) Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」 3 産業・なりわいの再生 ○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄) Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み (2) 法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が

		引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 ■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄） 2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。 中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和元年8月1日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和2年3月31日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：74%（令和2年7月2日現在）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度 13件 令和4年度 13件 令和5年度 13件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、事業用資産の取得等を促進し、被災地における事業者の事業再開や完全復旧の促進、被災した事業者以外の企業の被災地への投資を促進することにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災区域内の事業用資産を取得した場合又は、被災区域内の事業用資産を譲渡した場合に限定したものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らして必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		平成 23 年度 創設 平成 28 年度 被災区域である土地等から買換えを行う場合、その対象区域を被災区域又は特定被災区域に限定した上で適用期限を 5 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長	

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室）

項 目 名		金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大等）	
税 目		所得税（所得税法第 23 条、第 24 条、第 33 条、第 35 条、租税特別措置法第 3 条、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条の 3、第 37 条の 10、第 37 条の 11 の 6、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 13～13 の 2、第 41 条の 10、第 41 条の 14 及び第 41 条の 15	
要 望 の 内 容		金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、特定公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（３年間）を拡大していく税制措置を講じる。 具体的には、商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲340 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。 また、我が国取引所の国際競争力の強化とユーザーの利便性向上を図ることを目的とした総合取引所が本年（令和2年）7月に実現しており、併せて本税制措置を講ずることによって、ユーザーの利便性を一層向上させることで資金供給の更なる円滑化と市場の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約 1,800 兆円程度もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。 また、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。		
	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
租税特別措置の適用又は延長期間			適用期限の定めのない措置を要望
同上の期間中の達成目標			（「政策の達成目標」と同じ）

		政策目標の達成状況	商品先物については、個人投資家が平成 16 年に比べ 25%以上減少して、令和 2 年年初で約 7.6 万人にまで落ち込んでいる。商品市場が縮小したことにより、原材料等購入のために商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに応えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
	有効性	要望の措置の適用見込み	商品先物等に係る適用見込み 商品先物等については、商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約 1 万人と推定される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。また、株式の配当・譲渡損益等と商品先物の損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加することが期待され、それにより投資家の利便性が高まり、取引活性化に資するものであるため、有効なものであるといえる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできないことから、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		本要望と関連する過去の要望は以下の通り。 ・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる３年間の繰越（平成 15 年度税制改正） ・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する 10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成 16 年度税制改正） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成 20 年度税制改正） ・ 平成 23 年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成 24 年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成 25 年度税制改正大綱において、上場株式等と特定公社債等の譲渡損益等について、損益通算が認められた。また、平成 25 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」と記載された。 ・ 平成 26 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」と記載された（平成 27 年度も同様の記載）。

	・平成 28 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された（平成 29 年度～平成 31 年度も同様の記載） ・令和 2 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された。
--	---

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ福島新産業・雇用創出推進室）

項 目 名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設
税 目	所得税、法人税

【制度概要】

福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、新産業創出等推進事業^{※2}を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。

※1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第84条第2項第2号）

※2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（改正法第84条第1項）

【要望内容】

新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除

福島国際研究産業都市区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の20%を税額控除する。

※4 原子力災害の被災者である労働者のほか、福島イノベーション・コースト構想の推進に資する労働者を予定。

（3）開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験費とみなして、税額控除できる特例措置を創設。

（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

【関係条文】

改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）

第84条～第85条の8

平年度の減収見込額	4,759 百万円
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

東日本大震災復興加速化のための第 8 次提言等を踏まえ、福島特措法税制に
関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。

このため、令和 2 年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再
生特別措置法（以下「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コ
ースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、
令和 3 年度税制改正要望において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずるこ
ととした。

(2) 施策の必要性

福島県浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野
町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び
飯舘村の 15 市町村をいう。以下同じ。）では、製造品出荷額等や従業員数等が
全国と比べて下回るなど、現在も厳しい状況が続いている。

製造品出荷額等：双葉郡 8 町村 24%、福島県 103%、全国 115%
（工業統計調査「製造品出荷額等」における R1 速報値/H22）

従業者数：福島県 97%、浪江町 4%、楡葉町 32%、広野町 59%、全国 101%
（工業統計調査「従業者数」における R1 速報値/H22）

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を
回復するため、新たな産業基盤の構築を目指し、福島イノベーション・コース
ト構想を軸とした産業集積にこれまで取り組んできた。

令和 2 年度末の「復興・創生期間」後も、福島の復興・再生には中長期的な
取組が必要であり、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事
業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼込
みの両輪で進めることが重要である。

このため、令和 2 年度税制改正要望を行い、令和 2 年度税制改正大綱（令和
元年 12 月 12 日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日
本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、現
行法の見直しに際し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積
を推進するための課税の特例を創設する旨が示された。

その後、現行法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る
事業を行う事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和 3
年度税制改正要望において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要
望するものである。

【参考】福島県内における現行の主な税制優遇措置

	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制※5																		
投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table><tr><td></td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物等</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table><tr><td></td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物等</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の 20%を税額控除（確認・認定を受けた日から 5 年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の 10%を税額控除（指定を受けた日から 5 年間）																		
研究開発	—	開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの 12～17%を税額控除																		

		※5 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和3年3月末まで）。	
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
	これまでの 要 望 経 緯	平成 24 年度 避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設 平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用 平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の避難指示解除準備区域等への拡大 平成 27 年度 避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設 平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大 令和元年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特償却等の特例措置等）の適用期間の延長等	

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室）

項 目 名	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設										
税 目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	【制度概要】 いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害※ ¹ がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※ ² （以下、「特定事業活動」という。）を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。										
	※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第7条第5項第3号）										
	※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（改正法第74条第1項）										
	【要望内容】 福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定事業活動を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。										
	（1）機械等に係る特別償却等※ ³ <table><tr><td>対象資産</td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械装置、器具備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>			対象資産	特別償却	税額控除	機械装置、器具備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%
対象資産	特別償却	税額控除									
機械装置、器具備品	即時償却	15%									
建物・構築物	25%	8%									
	（2）被災雇用者等※ ⁴ を雇用した場合の税額控除 福島県内の事業所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除する。										
	※4 平成23年3月11日において福島に所在する事業者には雇用されていた者又は平成23年3月11日において福島に居住していた者とする。										
	（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。										
	【関係条文】 改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行） 第74条～第75条の5										
	平年度の減収見込額	2,302 百万円									
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）									
	（改正増減収額）	（ — 百万円）									

(1) 政策目的

東日本大震災復興加速化のための第 8 次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。

このため、令和 2 年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再生特別措置法（以下、「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、令和 3 年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることとした。

(2) 施策の必要性

福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法第 74 条及び第 75 条の規定により、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づく復興特区税制の要件緩和を行い、内陸部を含め県内全域を復興特区税制の対象地域としている。しかし、令和 2 年度末をもって復興特区税制の対象地域が重点化されることに伴い、当該要件緩和についても令和 2 年度末をもって廃止されることとなった。

一方、放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地として福島県を挙げる消費者が 10.7%存在^{※5}し、震災前との比較において福島県を訪れる外国人宿泊者数の伸びが全国を大きく下回る（福島県 205%、全国 389%）^{※6}など、農林水産業や観光業等においては今なお風評被害が根強く残っている状況である。

このため、令和 2 年度税制改正要望を行い、令和 2 年度税制改正大綱（令和元年 12 月 12 日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、現行法の見直しに際し、風評対策に係る課税の特例を創設する旨が示された。

その後、現行法を改正し、今なお風評被害への対処が必要な福島県内の農林水産業、観光業等の事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和 3 年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要望するものである。

※5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 13 回）」（令和 2 年 3 月消費者庁取りまとめ）

※6 宿泊旅行統計調査「従業員 10 人以上の施設における延べ宿泊者数」における令和元年結果（確定値）の平成 22 年結果比

【参考】福島県内における現行の税制優遇措置

	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※7}																		
投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table> <tr> <th></th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr> <tr> <td>機械・装置</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>建物等</td><td>25%</td><td>8%</td></tr> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table> <tr> <th></th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr> <tr> <td>機械・装置</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>建物等</td><td>25%</td><td>8%</td></tr> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の 20%を税額控除（確認・認定を受けた日から 5 年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の 10%を税額控除（指定を受けた日から 5 年間）																		
研究開発	—	開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの 12～17%を税額控除																		

※7 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和 3 年 3 月末まで）。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中 小 企 業 ・ 地 域 経 済 福 島 ・ 震 災 復 興
		政 策 の 達 成 目 標	—
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	—
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	—
		政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	—
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	—
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	—
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	—
		要 望 の 措 置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度	避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設
	平成 25 年度	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用
	平成 25 年度	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域等への拡大
	平成 27 年度	避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設
	平成 29 年度	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大
	令和元年度	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等の特例措置等）の適用期間の延長等
	令和 2 年度	福島特措法税制に関する所要の措置

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課 ）

項 目 名		被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長						
税 目		所得税、法人税						
要 望 の 内 容	（１）現行制度の概要 個人又は法人が、令和３年３月３１日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。							
	（制度経緯） ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長							
	（２）要望の内容 本特例措置の適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。							
	<table><tr><th>減価償却資産の種類</th><th>特別償却の割合</th></tr><tr><td>機械及び装置、船舶又は車両運搬具</td><td>24%</td></tr><tr><td>建物又は構築物（増築部分を含む）</td><td>12%</td></tr></table> ※ 中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶又は車両運搬具：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。 ※ 船舶は漁船、車両運搬具は四輪車、軽四輪車。			減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶又は車両運搬具	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）
減価償却資産の種類	特別償却の割合							
機械及び装置、船舶又は車両運搬具	24%							
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%							
	【関係条文】	平年度の減収見込額	－ 百万円					
	○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条、第 18 条、第 26 条	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）					
	○同政令 第 13 条、第 18 条、第 23 条	（改正増減収額）	（ － 百万円）					

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地震・津波被災地域では、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。 また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除くすべての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっており、今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。 (2) 施策の必要性 ① 事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 (※) 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果 (R2. 4) 地方税の同種の特例措置である被災代替償却資産に係る固定資産税の特例について、市町村に対して実施した適用実績の調査結果によると、適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(H29: 292 件、H30: 188 件、R 元: 89 件) 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R 元. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。 ② 面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 3 年度以降、約 288ha の供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和 2 年 7 月現在で約 8 割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月で約 7 割となっている。 このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間の延長を要望する。
今回の要望に関連す	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄) Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」 3 産業・なりわいの再生 ○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄) Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み (2) 法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 ・復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等

			による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 ■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄） 2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。 ■経済産業省の政策評価体系 中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標		被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間		延長期間 3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標		政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況		・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和元年8月1日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（平成31年3月31日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：74%（令和元年7月2日現在）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度 34件 令和4年度 34件 令和5年度 34件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		平成 23 年度 創設 平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長	

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課 ）

項 目 名		復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長																							
税 目		所得税、法人税																							
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 令和 3 年 3 月 31 日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。																								
	<table><tr><td></td><td colspan="2">特別償却</td><td colspan="2">税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>～H31. 3. 31</td><td>H31. 4. 1～ R3. 3. 31</td><td>～H31. 3. 31</td><td>H31. 4. 1～ R3. 3. 31</td></tr><tr><td>機械・ 装置</td><td>50% (福島県：即時償却)</td><td>50%・34% (福島県：即時償却)</td><td>15% (福島県 15%)</td><td>15%・10% (福島県 15%)</td></tr><tr><td>建物・ 構築物</td><td>25% (福島県 25%)</td><td>25%・17% (福島県 25%)</td><td>8% (福島県 8%)</td><td>8%・6% (福島県 8%)</td></tr></table>						特別償却		税額控除		投資時期	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31	機械・ 装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15% (福島県 15%)	15%・10% (福島県 15%)	建物・ 構築物	25% (福島県 25%)	25%・17% (福島県 25%)	8% (福島県 8%)	8%・6% (福島県 8%)
		特別償却		税額控除																					
	投資時期	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31																				
	機械・ 装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15% (福島県 15%)	15%・10% (福島県 15%)																				
	建物・ 構築物	25% (福島県 25%)	25%・17% (福島県 25%)	8% (福島県 8%)	8%・6% (福島県 8%)																				
	※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。 （注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。																								
	(2) 要望の内容 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。																								
	<table><tr><td></td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>R3. 4. 1～R6. 3. 31</td><td>R3. 4. 1～R6. 3. 31</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>50%</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>						特別償却	税額控除	投資時期	R3. 4. 1～R6. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31	機械・装置	50%	15%	建物・構築物	25%	8%								
		特別償却	税額控除																						
投資時期	R3. 4. 1～R6. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31																							
機械・装置	50%	15%																							
建物・構築物	25%	8%																							
復興特区税制の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、復興特区税制の対象となる設備を令和 2 年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう経過措置を設ける。																									
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 及び第 25 条の 2 ○同政令第 17 条の 2		<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>(制度自体の減収額)</td><td>(— 百万円)</td></tr><tr><td>(改正増減収額)</td><td>(— 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)															
平年度の減収見込額	— 百万円																								
(制度自体の減収額)	(— 百万円)																								
(改正増減収額)	(— 百万円)																								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。 (2) 施策の必要性 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第 1 期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（推計人口 R2.4.1/H22 国調人口:3 県沿岸等 90%、全国平均 98%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等） ②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R1.8）、宮城県 80%（R2.3）、福島県 74%（R2.7）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R2.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 246 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査（R1.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。 ③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（R1 工業統計/H22 工業統計:3 県沿岸等 89%、全国平均 102%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等） ④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 3 年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和 2 年 7 月現在で約 8 割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月現在で約 7 割となっている。
今回の要望に	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年 12 月 20 日閣議決定） Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み （2）法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 ■経済産業省の政策評価体系 中小企業・地域経済

			福島・震災復興
		政策の達成目標	沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において投資を行う事業者の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和元年度までに復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 件数（令和2年3月末） 法人 3,003 件 個人 365 件 （合計 3,368 件） うち沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における件数 法人 1,549 件 個人 341 件 （合計 1,890 件）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度 法人 75 件 個人 13 件 令和4年度 60 件 8 件 令和5年度 48 件 5 件 3年計 183 件 26 件（合計 209 件） ※沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限る
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における機械装置及び建物・構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第38条から第40条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本特例措置の延長は、対象を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和元年度までの復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和 2 年 3 月末） 法人 3,003 件 個人 365 件 （合計 3,368 件）																																	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。																																	
	前回要望時の達成目標	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において投資を行う事業者の増加																																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の指定件数の見込を達成している。 ○前回要望時の見込み（指定件数） <table><tr><td></td><td>法人</td><td>個人</td><td>合計</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>71 件</td><td>10 件</td><td></td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>57 件</td><td>7 件</td><td></td></tr><tr><td>2 年計</td><td>128 件</td><td>17 件</td><td>145 件</td></tr></table> ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る ○令和元年度の実績と令和 2 年度の見込み（同） <table><tr><td></td><td>法人</td><td>個人</td><td>合計</td></tr><tr><td>令和元年度（実績）</td><td>144 件</td><td>37 件</td><td></td></tr><tr><td>令和 2 年度（見込）</td><td>115 件</td><td>22 件</td><td></td></tr><tr><td>2 年計</td><td>259 件</td><td>59 件</td><td>318 件</td></tr></table> ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る				法人	個人	合計	令和元年度	71 件	10 件		令和 2 年度	57 件	7 件		2 年計	128 件	17 件	145 件		法人	個人	合計	令和元年度（実績）	144 件	37 件		令和 2 年度（見込）	115 件	22 件		2 年計	259 件	59 件
	法人	個人	合計																																
令和元年度	71 件	10 件																																	
令和 2 年度	57 件	7 件																																	
2 年計	128 件	17 件	145 件																																
	法人	個人	合計																																
令和元年度（実績）	144 件	37 件																																	
令和 2 年度（見込）	115 件	22 件																																	
2 年計	259 件	59 件	318 件																																
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 26 年度 機械及び装置の即時償却の適用期限を 2 年間延長 平成 28 年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を 5 年間延長 平成 31 年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成 30 年度までと同水準の措置率として 2 年間拡充 令和 2 年度 事項要望																																		

令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課 ）

項 目 名	特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 ① 目的 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じた雇用機会の確保に寄与する事業を実施する企業の新規立地を支援するもの。 ② 対象となる法人 復興推進計画の認定日以降に設立された法人で、一定の要件を満たすものとして認定地方公共団体が指定したもの。 ③ 課税の特例の内容 令和 3 年 3 月 31 日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、指定の日から同日以後 5 年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 また、特定復興産業集積区域（※1）の区域内でその再投資等準備金に係る復興特区法第 2 条第 3 項第 2 号イに定める事業の用に供するために機械・建物等に再投資等を行った場合、当該機械・建物等の取得等については、再投資等準備金の益金算入額を限度に即時償却を行うことができる。 （※1）東日本大震災復興特別区域法第 40 条第 1 項に規定する復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が東日本大震災復興特別区域法第 2 条第 3 項第 2 号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。） (2) 要望の内容 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で適用期限（令和 3 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 40 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 26 条の 3 及び第 26 条の 4	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。 (2) 施策の必要性 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（推計人口 R2.4.1/H22 国調人口:3 県沿岸等 90%、全国平均 98%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等） ②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R1.8）、宮城県 80%（R2.3）、福島県 74%（R2.7）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R2.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 246 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査（R1.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。 ③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（R1 工業統計/H22 工業統計:3 県沿岸等 89%、全国平均 102%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等） ④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。
今回の要望に	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定） Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み （2）法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 ・復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 ■経済産業省の政策評価体系

			中小企業・地域経済 福島・震災復興
		政策の 達成目標	沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における新規立地新設法人数の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和元年度までに復興特区法第40条に基づき指定を受けた件数は11件（うち沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における件数は9件）
	有効性	要望の措置の適用見込み	法人の指定件数 令和3年度 1件 令和4年度 1件 令和5年度 1件 ※沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限る
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）における企業の新設を促進し、被災地における投資の促進及び雇用機会の確保に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第39条まで）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	被災地における産業用地の供給の進捗等に伴い、今後、企業立地が見込まれている。そのため、企業の新設を下支えする新規立地促進税制により、引き続き雇用機会の確保を図る必要がある。また、本特例措置は、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定するとともに、新規に立地する法人に限定するものであり、政策目的達成手段として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和元年度までの復興特区法第 40 条に基づく指定の件数は 11 件（令和 2 年 3 月末現在）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、新たな企業の設立及び投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。
	前回要望時の達成目標	特定復興産業集積区域における新規立地新設法人数の増加
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時において指定法人が年間 8 件ずつ増加する見込みであったところ、これまでの指定法人数は 11 件にとどまっている。新設法人の新規立地が進んでいないことによると考えられる。
これまでの要望経緯		平成 23 年度 創設 平成 26 年度 要件の緩和（一定の条件を満たす区域外事業所の設置を認めるもの） 平成 28 年度 指定を受ける際の投資規模要件を緩和した上で、期限を 5 年間延長 令和 2 年度 事項要望

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

項 目 名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	沖縄県において、高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、適用期限(令和3年3月31日)の1年間延長を要望。 投資税額控除（法人税） ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。 ＜内閣府及び国土交通省との共同要望＞ <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>-</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>0 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>- 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（	0 百万円）	（改正増減収額）	（	- 百万円）
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（	0 百万円）										
（改正増減収額）	（	- 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とす	(1) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 (2) 施策の必要性 本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中小企業・地域経済 地域産業																					
		政 策 の 達 成 目 標	○達成目標 令和３年度までに ・入域観光客数 1,200 万人 ・観光収入 1.1 兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円 ○測定指標 令和３年度までに ・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件 ・本制度を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人 本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の来場者数（現時点で判明している実績）は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。（設定根拠については別紙参照）。 ※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和３年度とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。																					
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和４年３月 31 日までの 1 年間																					
		同上の期間中の達成目標	○達成目標 令和３年度までに ・入域観光客数 1,200 万人 ・観光収入 1.1 兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円 ○測定指標 令和３年度までに ・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件 ・本制度を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人 ※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和３年度とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。																					
		政策目標の達成状況	<table><tr><th>年度 項目</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th></tr><tr><td>入域観光客数</td><td>958 万人</td><td>1,000 万人</td><td>947 万人</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>6,979 億円</td><td>7,341 億円</td><td>7,047 億円</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td><td>3.75 日</td><td>3.73 日</td><td>3.7 日</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの県内消費額</td><td>72,853 円</td><td>73,374 円</td><td>74,425 円</td></tr></table>				年度 項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	入域観光客数	958 万人	1,000 万人	947 万人	観光収入	6,979 億円	7,341 億円	7,047 億円	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.75 日	3.73 日	3.7 日	観光客一人当たりの県内消費額	72,853 円
年度 項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																					
入域観光客数	958 万人	1,000 万人	947 万人																					
観光収入	6,979 億円	7,341 億円	7,047 億円																					
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.75 日	3.73 日	3.7 日																					
観光客一人当たりの県内消費額	72,853 円	73,374 円	74,425 円																					

			※出典：平成 30 年版観光要覧、平成 30 年度観光統計実態調査、沖縄県資料
有効性	要望の措置の適用見込み		平年度で 2 件、30 百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。 ※件数は沖縄県が企業への聞き取り等により試算。適用額は別紙参照。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。 加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。 また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約 3.4 億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約 1.2 億円（平成 29 年度～令和 3 年度の減収額（投資税額控除））の税収減を是認する効果があるものと考えられる。 ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000 人 ・県外客消費単価（娯楽・入場費 7,178 円） ・平均滞在日数 3.7 日（令和元年度） →県外客消費額の押し上げ効果 3 億 3,950 千円 <算出方法> 税制措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計 1 時間滞在するものと仮定して、1 時間当たりの消費額を元に推計。 $7,178 \text{ 円} \div 3.7 \text{ 日} \div 8 \text{ 時間（一日当たりの観光時間を 8 時間と想定）} \times 1,400,000 \text{ 人} = 339,500,000 \text{ 円}$ ※県外客消費単価は「平成 30 年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置		・事業所税の資産割の課税標準の特例 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額		なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	要望の措置の妥当性	本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。 また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。 本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。 今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。																				
	租税特別措置の適用実績	<過去3年間の適用実績> (単位:件、百万円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">平成29年度</th><th colspan="2">平成30年度</th><th colspan="2">令和元年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>15</td><td>1</td><td>44</td></tr></table> ※平成29年度及び平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。令和元年度は沖縄県調べ。	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	1	2	2	15	1	44
	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度																
		件数	金額	件数	金額	件数	金額															
	投資税額控除	1	2	2	15	1	44															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<過去3年間の適用実態調査結果> (単位:件、百万円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">平成28年度</th><th colspan="2">平成29年度</th><th colspan="2">平成30年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>15</td></tr></table> 租税特別措置法の条項：42の9、68の13	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	
項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																
投資税額控除	0	0	1	2	2	15																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。																					
前回要望時の達成目標	令和3年度までに ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円																					
前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	<達成目標の達成度> <table><tr><th>項目 \ 年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th></tr><tr><td>入域観光客数</td><td>1,000万人</td><td>947万人</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>7,341億円</td><td>7,047億円</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td><td>3.73日</td><td>3.7日</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの県内消費額</td><td>73,374円</td><td>74,425円</td></tr></table> ※出典：平成30年版観光要覧、平成30年度観光統計実態調査、沖縄県資料	項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	入域観光客数	1,000万人	947万人	観光収入	7,341億円	7,047億円	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日	観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円						
項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度																				
入域観光客数	1,000万人	947万人																				
観光収入	7,341億円	7,047億円																				
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日																				
観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円																				

		＜達成目標の測定指標の実現状況＞		
			平成 30 年度	令和元年度
		本制度を活用した設備投資	2 件	1 件
		上記の設備投資に伴う施設への来場者数	159,587 人	727,379 人
		※令和元年度は沖縄県調べ。		
これまでの 要 望 経 緯	平成 10 年度	観光振興地域制度を創設		
	平成 14 年度	観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和		
	平成 19 年度	観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）		
	平成 24 年度	観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設		
	平成 26 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和		
	平成 29 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）		
	令和元年度	2 年間延長		

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

項 目 名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【延長要望】 情報通信産業特別地域及び情報通信産業振興地域において、以下の課税の特例の１年間延長を要望する。 （情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・法人税額の 20%が上限額（繰越 4 年）、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間） <内閣府及び総務省と共同要望>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	百万円 （▲ 7 2 0 百万円） （ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理	(1) 政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AI や IoT などの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。 このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成 10 年度に、情報通信産業振興地域、平成 14 年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。 今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、当該沖縄振興特別措置法の期限（令和 4 年 3 月 31 日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、対象産業を効果的に集積することで、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
		政策の達成目標	1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・ 立地企業による雇用者数の増加。 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2. 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間
		同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地数を令和 3 年度までに 560 社とする。 ・ 立地企業による雇用者数を令和 3 年度までに 4.2 万人とする。 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和 3 年度までに 1,450 万円とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。

		2. 測定指標 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 37 社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 15,670 人																																																
	政策目標の達成状況	情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。 <table><tr><td></td><td>H25年度</td><td>H26年度</td><td>H27年度</td><td>H28年度</td><td>H29年度</td><td>H30年度</td></tr><tr><td>立地企業数（社）</td><td>301</td><td>346</td><td>387</td><td>427</td><td>454</td><td>470</td></tr><tr><td>雇用者数（人）</td><td>24,869</td><td>25,912</td><td>26,627</td><td>28,045</td><td>29,379</td><td>29,403</td></tr><tr><td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td><td>844</td><td>1,263</td><td>1,213</td><td>1,379</td><td>1,319</td><td>1,124</td></tr><tr><td>立地企業の増加率（%）</td><td>14.4</td><td>15</td><td>11.8</td><td>10.3</td><td>6.3</td><td>3.5</td></tr><tr><td>雇用者数の増加率（%）</td><td>4.8</td><td>4.2</td><td>2.8</td><td>5.3</td><td>4.8</td><td>0.1</td></tr><tr><td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）</td><td>－</td><td>49.6</td><td>△4.0</td><td>13.7</td><td>△4.3</td><td>△14.7</td></tr></table> ※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	立地企業数（社）	301	346	387	427	454	470	雇用者数（人）	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124	立地企業の増加率（%）	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5	雇用者数の増加率（%）	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	－	49.6	△4.0	13.7	△4.3
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																												
立地企業数（社）	301	346	387	427	454	470																																												
雇用者数（人）	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403																																												
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124																																												
立地企業の増加率（%）	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5																																												
雇用者数の増加率（%）	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1																																												
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	－	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7																																												
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で所得控除1件、投資税額控除18件程度の適用を見込む。																																																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。																																																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																																

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
		要望の措置の妥当性	情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。																							
		租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位:件、百万円) <table><tr><td></td><td></td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td><td>R1 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用法人数</td><td>1</td><td>1(2)</td><td>2(3)</td></tr><tr><td>減収額</td><td>0</td><td>2(0)</td><td>5(1)</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用法人数</td><td>17</td><td>16(15)</td><td>13(17)</td></tr><tr><td>減収額</td><td>538</td><td>544(660)</td><td>532(748)</td></tr></table> ※H29 年度～H30 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R1年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。 ※適用法人数及び減収額における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ法人数及び金額。			H29 年度	H30 年度	R1 年度	所得控除	適用法人数	1	1(2)	2(3)	減収額	0	2(0)	5(1)	投資税額控除	適用法人数	17	16(15)	13(17)	減収額	538	544(660)	532(748)
		H29 年度	H30 年度	R1 年度																						
所得控除	適用法人数	1	1(2)	2(3)																						
	減収額	0	2(0)	5(1)																						
投資税額控除	適用法人数	17	16(15)	13(17)																						
	減収額	538	544(660)	532(748)																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実態調査結果) (単位:件、百万円) <table><tr><td></td><td></td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>控除額</td><td>0</td><td>1</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>21</td><td>17</td><td>16</td></tr><tr><td>控除額</td><td>709</td><td>538</td><td>544</td></tr></table> 根拠条文: 42 の 9、60、68 の 13、68 の 63				H28 年度	H29 年度	H30 年度	所得控除	適用件数	0	1	1	控除額	0	1	9	投資税額控除	適用件数	21	17	16	控除額	709	538	544
		H28 年度	H29 年度	H30 年度																						
所得控除	適用件数	0	1	1																						
	控除額	0	1	9																						
投資税額控除	適用件数	21	17	16																						
	控除額	709	538	544																						
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	【測定指標】 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 37 社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人 測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標 27 社に対し、見込みが 19 社と 70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。 また、雇用者数については、令和元年度の指標 11,435 人に対し、見込みが 6,669 人と 58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報																								

		通信関連産業の振興に寄与している。 実績・見込み： <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>活用企業数（指標）</td><td>16</td><td>19</td><td>23</td><td>27</td><td>32</td><td>37</td></tr><tr><td>活用企業数（実績）</td><td>21</td><td>18</td><td>17</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>活用企業数（見込み）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>19</td><td>19</td><td>20</td></tr><tr><td>雇用者数（指標）</td><td>6,776</td><td>8,047</td><td>9,741</td><td>11,435</td><td>13,552</td><td>15,670</td></tr><tr><td>雇用者数（実績）</td><td>3,589</td><td>2,597</td><td>5,972</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雇用者数（見込み）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6,669</td><td>6,669</td><td>7,020</td></tr></table> ※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。 ※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。 ※推計の計算過程 （平成 28 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879 人＋10 社×171 人＝3,589 人 （平成 29 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社 ・1,877 人＋5 社×144 人＝2,597 人 （平成 30 年度） ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社 ・3,866 人＋6 社×351 人＝5,972 人 （令和元年から令和 3 年度） ・一社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37	活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-	活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20	雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-	雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																													
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37																																													
活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-																																													
活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20																																													
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																													
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-																																													
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020																																													
	前回要望時の達成目標	・情報通信関連企業の立地数を令和 3 年度までに 560 社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和 3 年度までに 4.2 万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和 3 年度までに 1,450 万円とする。																																																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 31 年 1 月時点で 470 社、29,403 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加している。 また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 30 年度の 1,124																																																	

		万円となっており、徐々にではあるが増加している。 これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。 しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている。 一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用量も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的なＩＴ（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。
これまでの 要望経緯		平成 10 年 ・ 情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成 24 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人） ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) 平成 29 年 ・ 2 年間延長 平成 31 年 ・ 2 年間延長

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

項 目 名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	【延長要望】 産業高度化・事業革新促進地域において、以下の課税の特例の１年間延長を要望する。 （１）投資税額控除（法人税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア．機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ．建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 （２）特別償却（法人税、所得税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。 ア．機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% イ．建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 <内閣府と共同要望>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	百万円 （ ▲370 百万円） （ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする	(1) 政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るための施策である。 今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和 4 年 3 月 31 日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
		政策の達成目標	1. 達成目標 ・ 沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加 2. 測定指標 ・ 税を活用した企業数の増加 ・ 税を活用した設備投資額の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間
		同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 ・ 令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。 2. 測定指標 令和 3 年度までに以下の目標を達成する。 ・ 本制度を活用した企業数 82 社 ・ 本制度を活用した設備投資額 320 億円 ※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする）。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。

		平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,758 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるものの、目標の 5,600 億円には達していない。 しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。 （単位：億円） <table><tr><td></td><td>H25 年</td><td>H26 年</td><td>H27 年</td><td>H28 年</td><td>H29 年</td></tr><tr><td>製造品出荷額 （石油製品除く）</td><td>3,972</td><td>4,147</td><td>4,341</td><td>4,427</td><td>4,758</td></tr></table> ※平成 30 年工業統計調査結果（沖縄県）		H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	製造品出荷額 （石油製品除く）	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758
	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年									
製造品出荷額 （石油製品除く）	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758									
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 25 件（3.5 億円）、特別償却 4 件（0.8 億円）の活用を見込む。												
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。 また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。 このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。 本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることなく、必要最小限の措置となっている。												

租税特別措置の適用実績

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

		H29 年度	H 30 年度	R 1 年度
投資税額控除	適用法人数	23	26 (25)	13 (25)
	減収額	440	290 (350)	114 (350)
特別償却	適用法人数	7	2 (4)	6 (4)
	減収額	44	19 (17)	22 (17)

(県税：沖縄県による企業アンケート調査)

※H29 年度～H30 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、R1 年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。

※適用法人数及び減収額における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ法人数及び金額。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度
投資税額控除	適用件数	20	23	26
	適用額	299	440	290
特別償却	適用件数	3	7	2
	適用額	18	189	84

根拠条文：42 の 9、45、60、68 の 13、68 の 27、68 の 63

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。

(測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 82 社
- ・本制度を活用した設備投資額 320 億円

実績・見込：

(単位：社、百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70	82
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—	—
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29	29
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540	7,540

※測定指標は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試

		算 ※活用企業数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省） ※活用企業数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出 ※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出 ※設備投資額（見込）は、H26 年度から H30 年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した 2.6 億円を用いて算出
	前回要望時の達成目標	・令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。 一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5%（全国平均 20.7%）であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。 このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。
これまでの要望経緯		○平成 14 年度 ・産業高度化地域 創設 ○平成 19 年度 ・産業高度化地域 延長 ○平成 24 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止 ○平成 26 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 拡充 ○平成 29 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 延長 ○平成 31 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 延長

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

制 度 名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	【延長要望】 国際物流拠点産業集積地域において、以下の課税の特例の１年間延長を要望する。 (1)～(3)は選択制 (1)投資税額控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるものの 8%、 ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% イ 法人税額の 20%限度(繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる (2)特別償却(法人税、所得税) ア 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械及び装置 50% イ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (3)所得控除 ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)		
	＜内閣府と共同要望＞	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	ー 百万円 (▲ 5 9 3 百万円) (百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする	(1) 政策目的 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。 今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和 4 年 3 月 31 日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、国際物流拠点産業の効果的な集積を図ることで、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
		政策の達成目標	1 達成目標 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 2 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間
		同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 令和 3 年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和 3 年度までに 260 社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を令和 3 年度までに 5,400 人とする。 2. 測定指標 令和 3 年度までに ・ 本制度を活用した企業数 30 社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870 人 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。

		アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76 社から 208 社へ、新規雇用者数（累計）も 1,019 人から 3,152 人へ着実に増加している。 今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある （達成目標） 令和 3 年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を 260 社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を 5,400 人とする。 （１）新規立地企業数（累計） <table><tr><td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td><td>33</td><td>59</td><td>61</td><td>103</td><td>125</td></tr><tr><td>うるま・沖縄地区</td><td>43</td><td>55</td><td>58</td><td>75</td><td>83</td></tr><tr><td>合 計</td><td>76</td><td>114</td><td>126</td><td>178</td><td>208</td></tr></table> ※沖縄県調べ （２）新規雇用者数（累計） <table><tr><td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td><td>420</td><td>829</td><td>1,066</td><td>1,446</td><td>1,699</td></tr><tr><td>うるま・沖縄地区</td><td>599</td><td>652</td><td>1,363</td><td>1,413</td><td>1,453</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,019</td><td>1,481</td><td>2,429</td><td>2,859</td><td>3,152</td></tr></table> ※沖縄県調べ		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125	うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83	合 計	76	114	126	178	208		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699	うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453	合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152
	H26	H27	H28	H29	H30																																													
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125																																													
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83																																													
合 計	76	114	126	178	208																																													
	H26	H27	H28	H29	H30																																													
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699																																													
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453																																													
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152																																													
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 10 件（422 百万円）、投資税額控除 68 件（364 百万円）、特別償却 13 件（563 百万円）の適用を見込む。																																																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年 9 月）では、「立地した理由」として回答者の 47%が国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している。 また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成 30 年 11 月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年 5 月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。																																																

			加えて、令和 2 年 3 月から那覇空港第 2 滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。 また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。																																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）																																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額		—																																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—																																		
	要望の措置の妥当性		国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。																																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		（過去 3 年間の適用実績） （単位：件、百万円） <table><tr><td></td><td>項目</td><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td rowspan="6">国税</td><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>4</td><td>3(7)</td><td>2(9)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>216</td><td>66(257)</td><td>181(330)</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>28</td><td>42(26)</td><td>26(29)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>100</td><td>121(170)</td><td>282(189)</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>6</td><td>7(6)</td><td>4(7)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>187</td><td>621(145)</td><td>46(169)</td></tr></table> （H29 年度～H30 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、R1 年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数及び金額） ※H30 年度～R1 年度の適用件数及び控除額欄における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ件数及び金額。		項目		H29	H30	R1	国税	所得控除	適用件数	4	3(7)	2(9)	適用額	216	66(257)	181(330)	投資税額控除	適用件数	28	42(26)	26(29)	適用額	100	121(170)	282(189)	特別償却	適用件数	6	7(6)	4(7)	適用額	187	621(145)	46(169)
	項目		H29	H30	R1																																
国税	所得控除	適用件数	4	3(7)	2(9)																																
		適用額	216	66(257)	181(330)																																
	投資税額控除	適用件数	28	42(26)	26(29)																																
		適用額	100	121(170)	282(189)																																
	特別償却	適用件数	6	7(6)	4(7)																																
		適用額	187	621(145)	46(169)																																

	【所得控除及び特別償却の適用実績が僅少な理由】 (1) 所得控除 所得控除は、国際物流拠点産業集積地域内に所在する、保税地域等の承認企業に限定され、特に国際物流拠点産業の対象業種でも限定された法人について適用される制度である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、平成 30 年度の適用額のように、所得控除及び投資税額控除に比し、適用額においては多額な適用実績があり、件数が少ないことを以て、国際物流拠点産業集積地域制度において、重要性の低い措置ということとはできない。 今後も、これまでの周知活動に加え、税理士や企業への個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かな周知に努めて企業誘致の促進を図り、引き続き国際物流拠点の形成を推進していきたい。																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去 3 年間の適用実態調査結果) (単位: 件、百万円) <table><tr><td></td><td>項目</td><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td rowspan="6">国税</td><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>適用額</td><td>98</td><td>216</td><td>66</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>11</td><td>28</td><td>42</td></tr><tr><td>適用額</td><td>64</td><td>100</td><td>121</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>2</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>適用額</td><td>14</td><td>187</td><td>621</td></tr></table> 根拠条文：42 の 9、45、60、68 の 13、68 の 27、68 の 63		項目		H28	H29	H30	国税	所得控除	適用件数	3	4	3	適用額	98	216	66	投資税額控除	適用件数	11	28	42	適用額	64	100	121	特別償却	適用件数	2	6	7	適用額	14	187	621		
	項目		H28	H29	H30																																
国税	所得控除	適用件数	3	4	3																																
		適用額	98	216	66																																
	投資税額控除	適用件数	11	28	42																																
		適用額	64	100	121																																
	特別償却	適用件数	2	6	7																																
		適用額	14	187	621																																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押しするとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。 本税制の活用企業数については、平成 26 年度の 5 社から、平成 30 年度は 52 社へと大きく増加しており、沖縄県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数(累計)」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込についてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。 (測定指標) 令和 3 年度までに ・ 本制度を活用した企業数 30 社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870 人 実績及び将来の見込み： <table><tr><td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>活用企業数(指標)</td><td>-</td><td>-</td><td>8</td><td>16</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>活用企業数(実績)</td><td>5</td><td>8</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>32</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>活用企業数(見込み)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>90</td><td>92</td></tr></table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数(指標)	-	-	8	16	20	24	30	30	活用企業数(実績)	5	8	16	38	52	32	-	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	-	90	92
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																													
活用企業数(指標)	-	-	8	16	20	24	30	30																													
活用企業数(実績)	5	8	16	38	52	32	-	-																													
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	-	90	92																													

		<table><tr><td>雇用者数（指標）</td><td>-</td><td>-</td><td>232</td><td>464</td><td>580</td><td>696</td><td>870</td><td>870</td></tr><tr><td>雇用者数（実績）</td><td>65</td><td>104</td><td>208</td><td>494</td><td>676</td><td>416</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雇用者数（見込み）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1,170</td><td>1,196</td></tr></table>	雇用者数（指標）	-	-	232	464	580	696	870	870	雇用者数（実績）	65	104	208	494	676	416	-	-	雇用者数（見込み）	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196
雇用者数（指標）	-	-	232	464	580	696	870	870																					
雇用者数（実績）	65	104	208	494	676	416	-	-																					
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196																					
		※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数（実績）は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13 人）から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数 ※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。																											
	前回要望時の達成目標	令和 3 年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和 3 年度までに 260 社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を令和 3 年度までに 5,400 人とする。																											
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けられている重要な分野である。近年、沖縄県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで沖縄県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域（旧那覇地区（旧自由貿易地域）及び旧うるま地区（旧特別自由貿易地域））における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成 27 年度の 13,785 百万円から令和元年度の 22,611 百万円と大きく増加している。 また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在 10.8 万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第 5 位となっている。 引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。 搬出額の推移 （単位：百万円） <table><tr><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域</td><td>13,785</td><td>12,744</td><td>19,562</td><td>22,754</td><td>22,611</td></tr></table>		H27	H28	H29	H30	R1	旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611															
	H27	H28	H29	H30	R1																								
旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611																								

これまでの 要望経緯	○平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） ○平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○平成 31 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長
-----------------------	--

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設		
税 目	—		
要 望 の 内 容	企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 — (2) 施策の必要性 —		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	—
		政 策 の 達 成 目 標	—
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	—
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	—
		政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	—
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	—
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	—
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	—
		要 望 の 措 置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部金融課）

項 目 名	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合）により債権放棄が行われた場合についても、特例（評価損の損金算入が可能等）が措置されていたところ（平成31年3月末まで）。 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新型コロナウイルス感染症拡大による経済の悪化からの回復をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の復活を要望する必要がある。											

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小・地域 経営安定・取引適正化
		政策の達成目標	事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	事業再生を行う中小企業が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けることを可能にするものであり、中小企業の事業再生・経営支援を促進するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本件特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる取組みを本格化させるための環境を整備するものであり、要望として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・平成 30 年度末までの適用件数：3 件 ・平成 30 年度末時点で指定を受けていた特定投資事業有限責任組合：22 組合
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を行うことが可能となった。
	前回要望時の達成目標	事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導するとともに、抜本的な事業再生の可能性を探るプロセスを進めてきたところ。今後、産業の新陳代謝を見据えた取り組みの成果が表れると考えられることから、引き続き、時間をかけて取り組むことが必要。
これまでの要望経緯		平成 25 年度：本特例措置を新設。 平成 28 年度：本特例措置を延長（平成 31 年 3 月末まで）。

令和３年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名		国際金融センターの確立に向けた税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税	
要 望 の 内 容	国際金融ハブ取引について、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

(1) 政策目的

専ら海外投資家を対象とする金融事業者及びそこで働く海外からの高度金融人材に対する課税の特例等を設けることで、国際金融センターの地位を確立すること。

(2) 施策の必要性

日本が国際金融センターとして確立するための強みとして、生活物価・オフィス価格の安さ、治安の良さなどが指摘されてきた一方、弱みとして、税金の高さ、英語による行政対応等の不十分さ等の指摘されてきたところ。

昨今の香港の情勢を受けて地政学リスクへの意識が高まったこと等により、グローバルに展開する金融機関は、ハブ機能を幾つかの拠点に分散・連携させる動きを加速させる可能性がある。

これら金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることが、日本をアジアの国際金融ハブとして確立するために重要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	経済成長 経済基盤
		政 策 の 達 成 目 標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融セ ンターとしての地位を確立する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	金融事業者及び高度金融人材等に適用されることが見込まれ る。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融 センターの地位の確立に有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立 するための税制上の措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。